

官報 号外 昭和三十六年二月二

昭和三十六年二月二十四日

同日内閣から予備審査のため左の議案が送付された。よつて議長は即日これを決算委員会に付託した。

昭和三十五年度特別会計予算補正

同日本院は、衆議院議員田中龍夫君、

第三十八回 參 義 完 義 欽 第 七 頁

卷之三

昭和三十六年二月二十四日(金曜日)

## 一、割賦販売法案(趣旨説明)

懲罰委員  
小沢久太郎君  
山本伊三郎君

## 昭和三十四年度特別会計予算總則第 総調書(その2)

内閣に通知した。

議事日程 第八号

昭和三十六年二月二十四日

## 第一 下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律の一部を改正

## 第二　日本改進案(内閣提出)

第二回 日本旅店業会計と度財産目録、貸借対照表及び損益計算書並びにこれに関する説

明書

○ 本日の会議に付した案件

語彙の作

## 一、松平国連大使の発言問題に就く

## 一、日韓会談における財産請求権 る緊急質問

## 題に関する緊急質問

緊急質問

同日議長は内閣総理大臣宛、左の者とを承認した旨回答した。

大蔵省主税  
局税關部長 稲益 繁君

同日内閣総理大臣から議長宛、外務省情報文化局長近藤晋一君（去る十六日議長承認）及び大蔵省主税局税關部長稻益繁君を第三十八回国会政府委員に任命した旨の通知書を受領した。

同日内閣から予備審査のため左の議案が送付された。よって議長は即日これが農林水産委員会に付託した。

森林開発公團法の一部を改正する法律案

公有林野等官行造林法を廃止する法

森林火災国営保険法の一部を改正する法律案

公共施設の整備に関する市街地の建設に関する法律案

建設業法の一部を改正する法律案

建設委員会に付託

同

同日内閣総理大臣から議長宛、外務省歐亞局長金山政英君は去る十七日付をもって転任したので、政府委員は自然消滅となつた旨の通知書を受領した。

同日議長は内閣総理大臣宛、左の者とを承認した旨回答した。

同日内閣から予備審査のため左の議案が送付された。よって議長は即日これが農林水産委員会に付託した。

社会労働委員 古池 信三君

商工委員 江田 三郎君

通信委員 大谷 雄雄君

予算委員 小柳 勇君

懲罰委員 山本伊三郎君

理事 野本 品吉君（吉江勝保君の補欠）

同日文教委員会において当選した理事は左の通りである。

同日衆議院から予備審査のため左の議案が送付された。よって議長は即日これが農林水産委員会に付託した。

同日文教委員会において当選した理事は左の通りである。

同日衆議院から予備審査のため左の議案が送付された。よって議長は即日これが農林水産委員会に付託した。

第一項の規定に基づき本院の同意を求める旨の要求書を受領した。

記

一月五日任期満了による再任

同去第七章第二

貿易法第七条第一項但書の規定に二

浅井清の後任

内閣總理大臣から

正局良法跟着作君

第三十八回

した旨の通知書を受

古内閣總理大臣から

西村徳之助の死

卷之三

十一日譜略

の辞任を許可した

關委員

委員

卷之三

工委員

通信委員

議長において、常

通り指名した。

國委員

藏委員  
社會勞動委員

通信委員　新谷寅三郎君　古池　信三君

同日内閣から左の議案が提出された。  
よつて議長は即日これを地方行政委員会に付託した。

消防組織法の一部を改正する法律案  
案

同日内閣から予備審査のため左の議案  
が送付された。

沖繩における模範農場に必要な物品  
及び本邦と沖繩との間の電気通信に  
必要な電気通信設備の譲与に関する  
法律案

裁判所職員定員法の一部を改正する  
法律案

同日内閣から予備審査のため左の議案  
が送付された。よつて議長は即日これ  
を委員会に付託した。

国立学校設置法の一部を改正する法  
律案

文教委員会に付託

鉱工業技術研究組合法案

商工委員会に付託

日本開発銀行に関する外航船舶建造  
融資利子補給臨時措置法案

運輸委員会に付託

同日議長は内閣から予備審査のため送  
付された左の議案を内閣委員会に付託

防衛庁設置法の一部を改正する法律案  
案  
自衛隊法の一部を改正する法律案  
同日議長は内閣総理大臣宛、左の者を第三十八回国会政府委員に任命することを承認した旨回答した。  
水産庁次長 高橋 泰彦君  
昨二十三日社会労働委員会において当選した理事は左の通りである。  
理事 高野 一夫君（高野一夫君の  
補欠）  
同日内閣から予備審査のため左の議案が送付された。よって議長は即日これを委員会に付託した。  
矯正医官修業資金貸与法案  
案  
学校教育法等の一部を改正する法律案  
文教委員会に付託  
同日衆議院から予備審査のため左の議案が送付された。  
農業基本法案（北山愛郎君外十一名提出）  
同日議長は内閣から予備審査のため送付された左の議案を法務委員会に付託した。  
裁判所職員定員法の一部を改正する法律案  
案  
裁判所職員定員法の一部を改正する法律案  
法律案

同日委員長から左の報告書が提出された。  
日本放送協会昭和三十三年度財産目録、貸借対照表及び損益計算書並びにこれに関する説明書議決報告書同日内閣から左の報告書を受領した。  
昭和三十五年度第一・四半期における国庫の状況報告書  
同日内閣総理大臣から議長宛、水産庁次長高橋泰彦君（一昨一二二日議長承認）を第三十八回国会政府委員に任命した旨の通知書を受領した。

○森元治郎君　この際、私は、海外派兵についての松平國連大使の発言に関する緊急質問の動議を提出いたしました。

○前田佳都男君　私は、ただいまの森元治郎君の動議に賛成をいたします。

○譲長（松野萬平君）　森君の動議に御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○譲長（松野萬平君）　御異議ないと認めます。よって、これより発言を許します。森元治郎君。

〔森元治郎君登壇、拍手〕

○森元治郎君　私は、日本社会党を代表して、松平国連大使の海外派兵の発言に端を発した諸問題について、政府の所信をただしたいと存じます。

松平発言は偶然に起つたものではありません。これは、日本政府の対国連外交の一貫した方針の欠陥と努力の不足によるものでありますとともに、出先大使の感覚のズレ、また、民間人の国連大使起用のうわさに対する外務官僚の反発、出先、中央の意思疎通のないこと、加えて、過日、外務委員会において私の質問に対し、ゴンゴーは何しろ遠い所なので、と答えた小坂外務大臣の不見識と相まつた。

て、池田内閣の性格を暴露したものであります。

そこで、まず第一に総理にお伺いしたいのは、國家に奉仕する者の綱紀の肅正についてであります。松平大使は、国連軍に対し日本も派兵することは、国連協力の根本をなすものだと言いました。そして、一部の者からかつさいを浴びて大へん氣をよくしなまらぬのであります。たしまち冷たい國民の感情の反撃に驚きまして、間違ひ記者会見の發言と誤認すると吉田

ようであります。小坂外相は、嚴重に戒告したと答弁されておりますが、これで一切解決したのではありますまい。ここで私が心配するのは、國家に奉仕する役職にある者は、たといいかに苦しいことがあるうとも、不満があるうとも、その任にある間は、組織、規律を通じて自分の意見を述べるべきものであつて、決して、外部に訴え、あるいは外の力を借りて自分の意見を通すということは、絶対に慎しまなければならぬことであります。皆さんは御存じのように、昔、関東軍といふのがありました。中央の方針を守らなければならぬことで、勝手に批判を事として、中央は

これを押さることをしないで、おたてたり利用したり、いいかげんにあらはつているうちに、どちらとも戦争を引き出してしまったことは御存じの通りであります。これを思うとき、國家が公務に携わる者の綱紀を正しておかなければなりません。外交上の大問題を起こすおそれがあると思いますが、総理はいかに善処されるかをお尋ねしたいと思いま

規定されております。従つて、加盟国を拘束するような行動なり、協定を結ぶような場合には、必ずその国の憲法上の手続によりてこれが批准されなければならぬと明記してあります。国連への協力は、國の大小強弱に応じて、力を提供できるものは力を、金のあるものは金を、頭のあるものは知恵を出せばよろしいのであります。海外に兵力を供出ししなければ加盟国の義務を怠つてはいると思うのは、大国のみ以は、専身が狭いとか言ったようではあります。日本はこれでも、吉田・アーチソン交換公文によつて、国連に加盟する以前から、基地や便宜を供与して國連協力をさせられているのであります。足りないのは、むしろ、国連への分担金であつたり、頭の使いよろにあるようであります。今回のコンゴーの事件にしても、できた事態にオブザーバーの派遣などを騒ぐ前に、コンゴーの民族主義が實際はまだ消化されておらない、固まつておらぬうちに、單に形式的な近代國家のからを与えて今日の騒ぎをもたらしたのでありますから、もし、日本政府なり國連代表がしつかりしておるならば、こういう情勢をしつかり認識しておるならば、國

連において堂々と、今のカサブド政権の早急なる承認というような手を打つ前に、情勢を判断して慎重なる態度をとることができたと思うのであります。われわれはほんとうの見識を示す絶好のチャンスだったと思うのであります。が、外務大臣はどうお考えにならるか。

また、米ソの谷間にあって、小さい国、弱い国、そして新興独立国ぐらいい、国の安全と繁栄を国連に期待しているものはありません。世界の平和は、この戦争をおそれ平和を願う小さい国々の必死の願いや良識によって、国連の面目は保たれていると言つても過言ではありません。力の抗争によつて國連にしばしば厄介をかけているのは、皮肉にも、國際の平和の第一次の責任を持つてゐる安全保障理事会の常任理事国が多いのです。これを押えているのは小さい国々の道義力の結集であります。日本は何ら卑下する必要はありません。昨年の国連総会においては、八十九カ国賛成、反対なし、棄権はアメリカ、イギリス、フランス、ベルギー、ポルトガル、これによつて植民地宣言が可決されましたが、わが外交は、この間において大へんもたたしまして、共同提案国には

ならないが、宣言には賛成といふことで、一方に英米の顔を立て、一方にアジア・アフリカ諸国のごきげんをうかがうというような、東西両陣営を足し合二で割る方式をやつているような醜態であります。池田内閣も、やはり国連中心、自由主義陣営との提携、アジアの一員、これが外交の三つの原則になつてゐるようあります。が、国連中心主義とは一体どんなものか。この三つをいかに調整するのか。われわれの見るところでは、どうも自由主義陣営第一主義のようであります。が、政府のお考えを伺いたいと思います。

レバノン事件の際、日本が派兵を断わつたため、出先大使は恥ずかしい思いをしたと言つておりますが、これは日本が平和憲法の看板をうしろの方にしまい込んで、表に自衛隊を軍隊然と成立させているから、外国からこういう説いがかかるのであります。大使は、なぜあの際、堂々と日本憲法の制約を説いて、誤解の一掃に努めるとともに、また政府は、代表部にあらかじめ訓令して、予測される事態に迅速明確なる措置をとらなかつたのか、この間の事情を一つ外務大臣から伺いま

5

か、あるいは成案でもあるのか、民間から國連大使に大物を起用して陣容を強化すればそれで十分であるのか、この点を伺いたいと思います。

第三点は、憲法と海外派兵との関係についてであります。政府は、憲法上自衛のため以外には兵を用いることはできないと言っている反面、警察行動をとる国連軍とか国際警察軍に兵を出さときには憲法違反にならないという点が問題であります。一体この二つの

われわれは国連協力について、なかなか連を通じて、ひものつかない後進国が、国連援助に期待している現状に目を開いて、大いに力を貸してやったり、国際通貨基金あるいは国際復興開発銀行の事業への協力態勢を強化すべきものであろうと思います。経済の安定は、平和に貢献するところは軍事力の比ではありません。また、これは国連の直接の機関ではありませんが、国連加盟国の大多数が加わっております今問題のILO条約の批准のこととも、一つの国連協力につながっていると思うが、外務大臣のお考えを伺いたい。

表現をどういう意味で使っていいるか。国連には、すでに国連警察軍というものがあるのかどうか。外務大臣から明らかにしてもらいたい。といふは、国民には、国連の、しかも警察隊から、加盟国はいやおうなくその持てる兵力を出さなければならぬのではないか。いや、出すべきだと早合点をして、だから憲法も改正されなければならぬのではないかと、いふ思い違いさせるおそれがあるからであります。米ソの対立もなくなつて、軍縮も大に進んで、国連に常設の警察隊のようなものができるという情勢であるならば別でありまするが、現在のところ、たとい平和的任務、警察的任務であつても、自衛隊が海外で行動するためは、自衛隊法を改正しなければできないと思ひまするが、政府は自衛隊法を改正する意図があるかどうか伺います。私は、不確定未来を前提にして憲法の拡大解釈によつて生まれ、成長していく自衛隊の、いかなる海外への可能性を云々する法律解釈の趣旨も、やめるべきであろうと思います。また私は、政府が、純粹の警察の目出といふやわらかい書きを利用して、實力による平和維持の妥当性の宣伝は絶対にやめるべきであらうと思います。

わが参議院は、かつて海外派兵禁止の決議を行なつております。政府は、ここにあらためて、一切の海外派兵はない。また、まことにわざい行動に出ないことを、本院にあらためて誓へべきであると思ひます。総理大臣の所見を伺いたい。

なお、松平大使発言に関連して、大平官房長官は、自衛隊の海外派遣も、世論が熟してくれば政府の見解を変えてよいと言つております。これは裏を返せば、当面の政府方針としては国連軍への自衛隊派遣はしないが、将来は別であるということで、きわめて重

を与えまして撤回させた次第でござります。

次に、国連につきましてのお考へは、大体私も同感でござります。国連は、国連が真に有効な平和維持機構として育成発展するようわれわれは努めなければなりません。ただ問題は、国連が単に国際間の紛争を解決するだけの機関ではないでございまます。社会的にも経済的にも、世界各国が、おののおの、何と申しますか、その場に安心して発展していくというふうなことも、国連の重大な仕事であると考えておるのであります。

次に、自衛隊の海外派兵でござりまするが、私は、憲法第九条に示しておられますることと、外國においての国家対国家の紛争を解決するためにわが国の自衛隊が出るということは、絶対に許し得られません。ただ官房長官が、将来は世論の動向によつてといふのは、これが憲法第九条に違反せずに、ほんとうに世界の治安維持機構として警察団体が設けられるというふうな場合におきましては、憲法第九条に違反しない範囲において警察團体に参加するといふことは考えられるのじやないか、こういふことだと思います。将来のことなどいひません。ただいまは、お

話にあります通り、自衛隊法によりまして海外派兵はできませんし、わが内閣におきましても、厳に海外派兵はないということを、ここで断言いたします。(拍手)

〔國務大臣 小坂善太郎君登壇、拍手〕

○國務大臣(小坂善太郎君) コンゴーの問題に対して私が不見識であるといふお話をございましたが、実はお言葉に引かれました。コンゴーは遠いといふこと云々は、私は、遠いコンゴーにおいて時々刻々に変化するあの情勢に一喜一憂するよりも、平和をいかにし得るかに心づけをもつておるから、この

話にあります通り、自衛隊法によりまして海外派兵はできませんし、わが内閣におきましても、厳に海外派兵はないということを、ここで断言いたします。(拍手)

〔国務大臣 小坂善太郎君登壇、拍手〕

か里田との間の争奪戦が決定的となつてしませんで、いまだからうて編成されたことはないのです。しかし、国連軍という言葉が、憲章にある国連軍という言葉ではなくて、朝鮮事変の際の国連軍あるいはスエズの国連緊急軍、あるいはロンゴーの国連軍は、いずれも憲章の規定に従つて安保理事会または総会の決議によつて設置されたものでございまして、このような国連軍を作るということは憲章の範囲内でも可能である、こういうことでござります。一回に国連軍と申しましても、その場合々々によつて、今までいろいろな範疇に分けられるものがあると、どうしたことだと思います。憲章四十二条によるところの国連軍は、いまだかつてできておらない、こういうことに私は定義をしてよろしいと思ひます。

第一点は、エゴイスチックのものと解釈するが、彼のエゴイスチックな見解から出ているような御答弁であります。たが、エゴイスチックといふのは、どういふ書き、どういふむずかしいひどい意味があるかといふことは、帝大を出られた池田さんもおわかりになることと思う。これはやはり外國ならば当然名譽棄損であり、罷免に値する表現であります。が、一体、松平大使を罷免するかどうか。また、この際こういうエゴイスチックな者を国連にやつて仕事ができると思うかどうか。よろしく罷免すべきだと思うが、これに対する総理大臣の所見を伺います。

うむらないで、もつと明確に話が進むと思ひますが、いかがですか。(拍手)  
〔國務大臣池田勇人君登壇、拍手〕  
○國務大臣(池田勇人君) 松平大使は自分の考へが間違つておつたといふので、自発的に撤回いたしました。ただいま私は撤回させたと申じたかもわかりませんが、それは誤りであります。それで、松平大使を罷免するかどうかということにつきましては、これは外務大臣の所管でございますが、私としてもしましては罷免の要なしと考へております。

次に、自衛隊が出て行くような場面が現在あるかということでござりますが、今は私はそういうのはないと思います。従いまして、法律の規定によりまして、現在はそういうことは考えていないとお答えしたのであります。

(拍手)

〔國務大臣小坂善太郎君登壇、拍手〕

○國務大臣(小坂善太郎君) 私に対する御質問は、国連軍といつてもさきら

つけろという御意見であつたうえで、御質問はなかつたように思いますが、その國連軍といふのは、さつき申上げたように、憲章四十二条によると、もののはできていない。しかし、緊急総会あるいは安保理事会の決定によって、その場でいろいろとその目的に従つて国連軍といふものは現に行動しているわけであります。しかし、将来の問題としていろいろな場合が考えられると思います。たとえば国境の画定の問題、あるいは選挙を国連の監視下でやるその場合に監視の者を派遣する、こういうようないろいろな場合があるうと考へるのでありますと、一がいに國連軍といつても一つの範疇のものだけない、こういうふうに御理解願つてもよろしいかと思います。(拍手)

○永末英一君 私は民主党社会党を代表いたしまして、松平国連大使の発言に關して政府の所信をただしたいと存じます。

「永末英一君登壇」拍手

去る二十一日、外交問題懇談会における松平大使の発言に端を発しました。事件は、はじめ池田内閣がその外交の一枚看板として掲げて參りましたが、國連中心外交の強化が、全く見せかけの張り子のトロであるということを、國民の前にみごとに示したものでございます。國連は確かに機關として一つであります。しかも、過去十数年の経験から見まして、世界平和を守るために全世界的な唯一の國際機關であることは、その成果は別といたしましても、だれしも否定し得ないところであります。しかし國連の内部は種々難多である。すべての加盟国は、それぞの国家利益を追求しながら、いわば、くんづぼぐれつ、世界平和維持の道がどこにあるかということを模索をしているのが現状であります。

そうであればこそ、各國はそれを国連において何をするかということを、

○議長(松野謹平君) 御異議ないと認めます。よってこれより発言を許す。永末英一君。

「永末英一君登壇、拍手」

1

それぞれの国の重要な外交方針として掲げておられます。ところが、わが國の場合、池田内閣は、国連中心とされ唱えておりますと、それだけたといふよう考へておられるのではないであります。

「がわほか」「がわほか」といふことは、その外交政策では、国民は、ありがたや、ありがたやなどとは言つていられない。一体何が出てくるか、これがわからぬところに国民の不安がある。

今回の松平事件は、まさしくこの国民の不安が事実であったということを示したものと言つても過言ではないと存じます。松平発言によつてつけられた火に対し、周章ろばいをいたしました政府は、火消しに大わらわであります。われわれは、しかしながら、火消しより、むしろこの火によってあけられた穴から見透かされている内容か

平和憲法によるワク組みを持つておりまます。

す。一方には明確な境界が考へ

ておられなければなりません。ところがこの点について、松平発言の言つとどりで行くのかといふことはわかりません。わからぬことが不安の基となります。われわれは、わが國の平和を世界平和の中で維持するためには、内に外国の侵略を防ぐ体制を整えるとともに、外には各国の軍縮の徹底をはかるとともに、国連において常設の警備軍を作り上げることが必要であると考えております。ところが、政府は、口では国連の普遍的集団安全保障体制を作り上げるようにするんだと言つてゐる。

また、松平発言に対しましては、外相は、その発表の場所、方法が不適当、不用意であったので、同大使を戒めました。ところが、一体その内容についてはどうであつたかといふことについては、次の諸点をただす次第であります。この点について、全く、一體どこへ行くのかといふことがはつきりいたしておりません。この常設の国連警備軍を作り上げるということ

が、一休、政府の国連の行動における重点となつて働いてきたものかどうか、この点を明らかにしていただきたい。

さらに、将来この国連警備軍ができる場合、平和憲法を持つわが國が、ころは全く勝手気ままにございまして、政府のいろいろも、またこの問題については、個別的、具体的でなければわからないといふ逃げ口上一点張りであります。逃げるばかりでは一体どこへ行くのかといふことはわかりません。わからぬことが不安の基となると、現行法が許さえすれば何らかの一つの参加をすると、いや、変更した場合には参加ができるんだといふように、参加することが政府の外交方針であるかのように受け取れるふしがございます。われわれは、そういうことだけが外交方針、つまり国連の行動に対する寄与協力であるとは考えません。はたしてそれが政府の真意であるかどうかを伺いたい。

また、松平発言に対しましては、外相は、その発表の場所、方法が不適当、不用意であったので、同大使を戒めました。ところが、一体その内容についてはどうであつたかといふことについては、語るところがございません。外交に対する政府の指導にあると考へております。国連の議事はまことに軽率な方針をきめたと伝えられておりますが、民間大使を起用しさえすれば世界各國はこの問題の解決のために懸念になつております。ところが、今わが国が安全保障理事会のメンバーではないとか、またコンゴに派兵団によつて構成されておりますハマーショルド事務総長の私的助言機関である諮問委員会の一員ではないとかいろいろなことを理由にいたしまして、コンゴ問題の解決には、外務大臣の言葉を借りますと、プリンシブルを探すだけであつて、あとの具体的手段については知らぬ顔の半兵衛をきめ込もうとしているとするならば、とんでもない怠慢であると言わなくてはならぬと思いま

す。一體、政府は、この具体的な点について、これまでに何回かに亘って、この問題を明確にしたかったが、國連代表部をして活動せしめてきたか、國連代表部が活動してきただけでなく、國連の前に明らかにしていただきたいため、また、一步を進めまして、政府は國連代表部を今後どのような國連の場で活動せしめようとしているのか、方針があれば伺いたい。コンゴー問題では、外務大臣の言ふよろんな対岸の火事ではございません。この問題にわが国がどう取り組んでいくかといふことは、また直ちに極東アジアにございまするラオス事件にもはね返つてくる。極東の安全のための紛争に巻き込まれるかもしれないわが国にとっては重大な問題でございます。このような観點から、政府は、コンゴー問題の処理について考え方を明らかにするべきであるとわれわれは考えます。

は、いろいろな困難な事態が生まれ出ることが当然予想せられます。従つて、これに賛意を表するとすれば、これを実行するについて、政府はコンゴー問題解決のために打つべき手を私は考えなくてはならぬと考える。この点について、はつきりと御解説をいただきたい。また、コンゴーに対しましては、国連から派兵以外にいろいろな形の援助が与えられております。政府はこの際、コンゴーに対する国連行動について、もし協力の用意があるとうのならば、その内容を国民の前に明らかにせられたい。

反するものではない。しかし、出すか出さないかといふことは自衛隊法に由つてきまるものでござります。従いまして、御質問の内容が十分わかりませんので、はつきりしたお答えはできないと思います。

また、松平大使に対しまする監督でござりまするが、これは、彼は自分の考え方方が狭がつたというので撤回し、そうして政府の訓令に従うことは当然でございます。いましばらく私は罷免せすにおりたいと考へております。

また、民間大使の問題につきましては、ただいま参考中でございます。私は、各國の例を見まして、できるだけ知性のある、そして外交交渉のうまい、やりっぱな民間人を採用しようと、今努力いたしております。

この考え方は別といたしまして、この場所並びに表現、これが不適当であるということでありまして、私は強く戒告いたしました。しかしながら、その内容についてどうなんだといふことでおざいますので、申し上げますと、私はその内容というもの問題になる点を聞いてみましたところが、彼の申しますには、ヨンゴーに派兵すべきだというようなことは、言つた覚えはございません。すなわち、オブザーバーというようなものを出す方法も考えられるという程度のことは言つたけれども、海外派兵なんということは決して申しておりません。それからさらに、レバノンの場合のことは言いまして、が、コンゴーの場合に関連して、自分がつらいとか何とか言つた覚えはないませんでした。

これは裏記をとつておるわけではございませんで、私ども新聞記事に出でて問題になつてゐるので問題にしておるのでも、従つて、もうじうことになるよくなことをすることは不適当である、ということをします。ところが、松平君自身におかれまして、自発的にこの発言を撤回されたわけでございます。従つて、国連大使としまして三年四カ月の長い間にわ

たてて日本に帰ってきたことのない人が帰ってきた。いろいろな意見を聞き、また体験をして帰ったのでござりますから、その意味では、総理の言わるよう、もうしばらくその体験をされはすなわち、また、国連の強化にも通することだと考えておるのであります。

それから国連警察軍については、総理からお答えがありましたので、もう一度略しますが、さらにゴンゴド問題についてのプリンシップでござります。私は先般来、この国連の事務総長を三人制にすべしという考え方、その考え方に基づいて来ましたところのハマーショルド事務総長に対するところの不信任といたものは、これはいかん、われわれはハマーショルド事務総長を支持するということを申しました。そこで、国連のワク内において、国連の各種の機関、緊急特別総会あるいは安保理事会によって与えられた権限内において指示していくこのハマーショルドの指揮下にある国連のワク内で、コンゴーの問題を解決する、この方針をいち早く打ち出して、各国にも通知をいたしておるわけであります。そこで、

9

どうしたら一体いいかといふと、結局東西冷戦といふものをコンゴーに持ち込まない。この原則によってこの問題が、自分のひもをつけた武器や資金や資材を持ち込むということは、これはコンゴー問題にとって一番いけないとだ。それをやめる。外国軍隊を撤去せしめる。そして国連の経済援助をコンゴーに対してやる。これも国連を通してやる。日本は国の経済力の許す範囲内で、この協力をすでにやつておるのあります。しておらない国もござります。しかし、日本はやつておるのであります。そういう立場でコンゴー問題といふものを考えたいと考えておりますが、先般の三国の決議といふのは、これはやはりばな決議でございまして、われわれもこの決議の線に沿うて、国連がこれを取り上げ、さらに足らぬ点を改善していくのがよからう、こういう方針で申しておる次第でござります。

○前田佳都男君 私はただいまの大和  
与一君の動議に賛成いたします。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕  
○議長(松野謙平君) 御異議ないと認  
めます。よってこれより発言を許しま  
す。大和寺一君。

せしめる。そして国連の経済援助をコソゴーに対してやる、これも国連を通してやる。日本は国の経済力の許す範囲内で、この協力をすでにやっておるのであります。しておらない国もありますが、しかし、日本はやっておるのであります。そり、立場でコソゴー問題

○大和与一君 私は日本社会党を代表いたしまして、当面、国民の最大関心事の一つである日韓会談の経過、内容、将来の具体的対策について御質問申し上げ、あわせて政府の所信をたださんとするものであります。

題といふものを考えたいいと考えておりますが、先般の三国の決議といふものは、これはりっぱな決議でございまして、われわれもこの決議の線に沿うて、国連がこれを取り上げ、さらに足らぬ点を改善していくのがよからう、こういう方針で申しておる次第でござります。

本論に入る前に、本日の外務大臣の  
顔色は、これから拝見いたしますと、  
よくないようであります。憲法違反の  
大失言をした松平大使のことや、ラオ  
スやコンゴーなど、困難な懸案をお持  
ちでありますが、昨日の新聞を拝見し  
ますと、外務大臣は、私のようなうろ  
うとが法律解釈をするのは「がら」では  
ないとおっしゃっておられる。私は、は

なはだ失礼な言い分で、まことに恐縮  
千方百計ではござりますが、外交問題につ  
いても、しろうとしてあると思うのであ  
ります。しろうとともによいところもあ  
るが、最近外務省の中で、なぜか大臣

体これは何が原因なのか、その他なのか、私も心配しているのであります。總理大臣が御存じであればお答えいただきたいと思います。

昨年九月、小坂大臣は韓国に参られましたが、韓国の国民党は、謝罪使節として迎えたのに、いんぎんな態度はなかつたではないかと、不満の意を表明いたしております。当時は、自民党的手党の中においても、小坂独走は横暴であると、こりひう外相の渡韓について反対の意見があつたことを、私も承知いたしております。韓国政府とは、一体どんな打ち合せのものと、謝罪はどんなことをなさつたのか、外務大臣のお答えを願います。

また与党内では、最近、日韓問題はそう簡単にいかない。だから、在外公館設置くらいをやつて、あとほほつはつ話ををしていけばよいではないか。貿易の方はもうかるのだから、社会党も賛成しなさい。そういうような放言が、これまたもつぱらであります。結論はもう山が見えておつて、「こんなことになるのか。与党の總裁としての池田首相の御答弁を求める次第であります。

さて、本論に入りますが、第一に、なぜ日韓会議の妥結をこのように怠がれるのですか。十年もかかって話をしてきたが、まとまらなかつたこの問題を、早急に解決しなければならない情勢の変化とは、一体何でありますか。私は、結論を先に申し上げますと、南北鮮の統一は、思いのほか困難な感情を溶け込んで、数年ならず一にて統一ができる。それが困るのはアメリカだ。だからアメリカは早く日本に日韓会談をやつてくれと矢の催促であります。日本があえて火中の栗を博すらうとは、一体何事か。根本的にその考え方を改めて、日韓会談を即時中止することが、日本国民の喝采を博するゆえんだろうと思ひますが、総理大臣はいかよにお考えになつてゐるか。

「同じ」が七三・一%で、国民生活も安定しておまりません。電力にいたしましても、やつと十九万キロワットであります。終戦直後には、京城の町に電灯がつかなくて、八里離れている仁川といふ港に駆逐艦を三隻横づけにして、やつて、朝鮮共和国の十分の一程度であります。発動機を回わしじばなしにして、やつと京市の電灯がついておったのであります。在日朝鮮人商工連合会から出した「南朝鮮經濟の破局と人民生活の零落」という資料によると、李政権のときの公式発表によれば、失業、半失業者六百六十万人、お米の豊庫といわれる南鮮に、糧食のない、絶量農民が三百万人もいると聞かされては、私は生き地獄ではないかと同情を感じ得ないのであります。昨年の秋に韓国から帰つた伊國アジア局長は、張勉内閣は、現状ではまだもろい、經濟發展はその緒についていない。多かれ少なかれ李政権につながっている実業家は、汚職に対する國民からの追及が激しくて何もやつていないという、こう満々として、經濟交流を主眼にした連邦政府の具体的提案までしております。これに対して、國民の中だけでなく、保



であり、早急に解決をすることは、朝鮮民族の悲願である南北鮮の自主的な統一を妨害するものと断定せざるを得ないのですが、首相の明快な御答弁を伺いたいと思うのであります。

第五に、新聞の報ずるところによりますと、日本の約四千六百八十九万ドルの貿易とり未決済、いわゆる焦げつきを当分の間たな上げることになります。

第六に、新大統領ケネディ氏に会いに行くようあります。これに関連して、

一つには、それまでに日韓問題を調査をしておみやげとしなければならないのか。たとえば前例は、前岸内閣が

アイク訪日と安保条約の強行採決を合

わせたように、偶然ではないのであり

ますから、そういう考え方を持っている

のか承りたい。

二つには、アメリカは、いつ終わる

といふ見通しもないのに、毎年二億ド

ルもの經濟援助を韓国に続けるのは、

もうとてもやつちやおられない、たえ

がたいと考えているようですが、

これに伴つて、ドル防衛措置とからん

れば、日本政府は、アメリカの対日援

助費は償いとして返済する。そのかわ

りに、自由アジアにおいて日本がもつ

と積極的に歴史的役割を果たせるよう

いということであり、アメリカ政府は

日本を日本側に要求したようであります。その内容として八項目の条件があつたようであります。たとえば太平

会議において日本側が請求した金額と内容を詳細に御報告願います。それを請求したとたんに決裂をした。そういう因縁つきの会議であつたからであります。第七に、一九五二年一月六日の日韓

会議において日本側が請求した金額と内容を詳細に御報告願います。それを請求したとたんに決裂をした。そういう因縁つきの会議であつたからであります。第七に、一九五八年に行なわれた日韓会議において、韓国側は総額八千億ドルを日本側に要求したようですが、それは、その正確な金額及びその内容を御審査いただきたいと思うのであります。その内容として八項目の条件があつたようであります。たとえば太平

洋戦争中の韓国人徴用労務者未払金及

三つには、アメリカは三十八度線の冷戦の壁を守り抜くために、初めは日韓

合及び同在日財産返済についてなどの

ようであります。お示しいただきた

いと思うのであります。

第八に、首相は六月ごろアメリカの

は、朝鮮の人民や國民から恨まれて、

アメリカに何の義理立てをする必要が

あるのか。日本の自主独立外交とは一

体いかなるものなのか。ケネディに会

う首相の日本国總理大臣としての信念

と日本の自主独立の外交の大原則につ

いて、私は明快な御答弁をいたしました。

中国との国交回復をするのが第一、中

国との国連加盟に全力を尽すのが第二、

貿易の窓口を思い切って拡大するのが

第三の要諦ですが、首相の明快な御回

答をいただきたい 것입니다。

○謹長(松野平吉君) 大和君、時間が

超過しました。

的負担を受け持つことをあらためて要

求するものと思います。この場合に、

絶対の信頼があると感ぜられました。

日本政府の基本的な考え方は、平和の

促進に役立つように動くか、戦争の道

に引き入れようという方向に動くか

で、日本民族の運命はきまるとも言え

ます。そこでお尋ねしたいのは、今年

の最重要課題の一つである中国問題に

対してどう取り組むかが、ばかりを平

和と戦争とのいずれの側に傾かせるか

の「かぎ」であると思うのであります。

（拍手）

上会議をして、庭石をもらつたり、自

主的な朝鮮の統一に大乗的な見地から

が、この朝鮮人民共和国の金首相と頂

上会議をして、庭石をもらつたり、自

主的な朝鮮の統一に大乗的な見地から

虚心坦々かいに胸襟を開いて語り合う

度量と熱意があるか、お尋ねをいた

しまして、私の質問を終わります。

（拍手）

〔国務大臣池田勇人君登壇、拍手〕

○國務大臣(池田勇人君) お答えを申

し上げます。

日本が参りましたが、運転手だけで、金首相は、ひらりと一人で乗つて、群衆の

もつと積極的に、しかも恒常的に経済



の意義を持つものと考えます。池田総理は、本決議案の趣旨を尊重し、アメリカに伝達するだけでなく、外交交渉を行なう意思があるかどうか、明確に承りたいと思います。

次に、私は施政権返還問題を理解するため、対日平和条約と国連憲章との関係について若干政府の見解を承ります。すなわち平和条約第三条には、沖縄、小笠原諸島は、アメリカを唯一の施政権者とする信託統治制度に置くこととし、それまでの間、アメリカは施政権を使用する、こうしたことになつておりますが、しかるに今日まで第三条の重要な部分は実行されないままに来ているわけでございます。これはなぜでございましょうか。その理由を承りたいと思います。

信託統治制度については、国連憲章において信託統治制度のもとに置かれ

る地域について規定しておりますが、一体、沖縄、小笠原の場合はいず

れに該当しましょうか。従来、政府は憲草七十七条項に該当すると説明し

ておりますが、それでは日本は明確

に領土権を放棄したことになります。

しかし、第三条で日本に残存主権があ

ることとはアメリカも認めているところ

であります。従つて、平和条約第三

条は憲草七十七条の精神に照らしまし

て適當でないと、こう私は考えます

が、どうでございましょうか。このよ

うな無理があるにもかかわらず、沖縄

を信託統治制度に置くことを予想した

のは、沖縄の持つ戦略的価値から来て

いるものと考えます。第二次大戦にあ

たり、連合国は大西洋憲章やカイロ宣

言において戦争目的を明示いたしまし

て、領土不拡大方針を明らかにとつて

おります。そこで、特定の戦略的地域

は保持したいが、領有することは許さ

れない、このような目的と現実の調整

から信託統治制度が生まれ、条約第三

条になつたと私は考えますが、どうで

ございましょうか。こういふ立場から

見ましても、基地保有とは當面切り離

して施政権返還を求める十分な根拠が

あると考えまするが、政府の考え方を

承ります。

また憲草には信託統治制度の目的が

うたわれておりますが、沖縄の場合

はこの目的、精神に沿わないと考えてお

ります。言うまでもなく信託統治の目

的是、住民が自治または独立に向かつ

て漸進的に発展することを促進すること

であります。歴史的に固有の領土で

あり、同一民族と文化を共通にする沖

縄が、しかも国連加盟国は主権平等の

原則に立つておりますが、日本の一部

が、どうでございましょうか。このよ

うな無理があるにもかかわらず、沖縄

を信託統治制度に置くことを予想した

のは、沖縄の持つ戦略的価値から来て

いるものと考えます。第二次大戦にあ

たり、連合国は大西洋憲章やカイロ宣

言において戦争目的を明示いたしまし

て、領土不拡大方針を明らかにとつて

おります。そこで、特定の戦略的地域

は保持したいが、領有することは許さ

れない、このような目的と現実の調整

から信託統治制度が生まれ、条約第三

条になつたと私は考えますが、どうで

ございましょうか。こういふ立場から

見ましても、基地保有とは當面切り離

して施政権返還を求める十分な根拠が

あると考えまするが、政府の考え方を

承ります。

また憲草には信託統治制度の目的が

うたわれておりますが、沖縄の場合

はこの目的、精神に沿わないと考えてお

ります。言うまでもなく信託統治の目

的是、住民が自治または独立に向かつ

て漸進的に発展することを促進すること

であります。歴史的に固有の領土で

あり、同一民族と文化を共通にする沖

縄が、しかも国連加盟国は主権平等の

原則に立つておりますが、日本の一部

が、どうでございましょうか。このよ

うな無理があるにもかかわらず、沖縄

を信託統治制度に置くことを予想した

のは、沖縄の持つ戦略的価値から来て

いるものと考えます。第二次大戦にあ

たり、連合国は大西洋憲章やカイロ宣

言において戦争目的を明示いたしまし

て、領土不拡大方針を明らかにとつて

おります。そこで、特定の戦略的地域

は保持したいが、領有することは許さ

れない、このような目的と現実の調整

から信託統治制度が生まれ、条約第三

条になつたと私は考えますが、どうで

ございましょうか。こういふ立場から

見ましても、基地保有とは當面切り離

して施政権返還を求める十分な根拠が

あると考えまするが、政府の考え方を

承ります。

また憲草には信託統治制度の目的が

うたわれておりますが、沖縄の場合

はこの目的、精神に沿わないと考えてお

ります。言うまでもなく信託統治の目

的是、住民が自治または独立に向かつ

て漸進的に発展することを促進すること

であります。歴史的に固有の領土で

あり、同一民族と文化を共通にする沖

縄が、しかも国連加盟国は主権平等の

原則に立つておりますが、日本の一部

が、どうでございましょうか。このよ

うな無理があるにもかかわらず、沖縄

を信託統治制度に置くことを予想した

のは、沖縄の持つ戦略的価値から来て

いるものと考えます。第二次大戦にあ

たり、連合国は大西洋憲章やカイロ宣

言において戦争目的を明示いたしまし

て、領土不拡大方針を明らかにとつて

おります。そこで、特定の戦略的地域

は保持したいが、領有することは許さ

れない、このような目的と現実の調整

から信託統治制度が生まれ、条約第三

条になつたと私は考えますが、どうで

ございましょうか。こういふ立場から

見ましても、基地保有とは當面切り離

して施政権返還を求める十分な根拠が

あると考えまするが、政府の考え方を

承ります。

また憲草には信託統治制度の目的が

うたわれておりますが、沖縄の場合

はこの目的、精神に沿わないと考えてお

ります。言うまでもなく信託統治の目

的是、住民が自治または独立に向かつ

て漸進的に発展することを促進すること

であります。歴史的に固有の領土で

あり、同一民族と文化を共通にする沖

縄が、しかも国連加盟国は主権平等の

原則に立つておりますが、日本の一部

が、どうでございましょうか。このよ

うな無理があるにもかかわらず、沖縄

を信託統治制度に置くことを予想した

のは、沖縄の持つ戦略的価値から来て

いるものと考えます。第二次大戦にあ

たり、連合国は大西洋憲章やカイロ宣

言において戦争目的を明示いたしまし

て、領土不拡大方針を明らかにとつて

おります。そこで、特定の戦略的地域

は保持したいが、領有することは許さ

れない、このような目的と現実の調整

から信託統治制度が生まれ、条約第三

条になつたと私は考えますが、どうで

ございましょうか。こういふ立場から

見ましても、基地保有とは當面切り離

して施政権返還を求める十分な根拠が

あると考えまするが、政府の考え方を

承ります。

また憲草には信託統治制度の目的が

うたわれておりますが、沖縄の場合

はこの目的、精神に沿わないと考えてお

ります。言うまでもなく信託統治の目

的是、住民が自治または独立に向かつ

て漸進的に発展することを促進すること

であります。歴史的に固有の領土で

あり、同一民族と文化を共通にする沖

縄が、しかも国連加盟国は主権平等の

原則に立つておりますが、日本の一部

が、どうでございましょうか。このよ

うな無理があるにもかかわらず、沖縄

を信託統治制度に置くことを予想した

のは、沖縄の持つ戦略的価値から来て

いるものと考えます。第二次大戦にあ

たり、連合国は大西洋憲章やカイロ宣

言において戦争目的を明示いたしまし

て、領土不拡大方針を明らかにとつて

おります。そこで、特定の戦略的地域

は保持したいが、領有することは許さ

れない、このような目的と現実の調整

から信託統治制度が生まれ、条約第三

条になつたと私は考えますが、どうで

ございましょうか。こういふ立場から

見ましても、基地保有とは當面切り離

して施政権返還を求める十分な根拠が

あると考えまするが、政府の考え方を

承ります。

また憲草には信託統治制度の目的が

うたわれておりますが、沖縄の場合

はこの目的、精神に沿わないと考えてお

ります。言うまでもなく信託統治の目

的是、住民が自治または独立に向かつ

て漸進的に発展することを促進すること

であります。歴史的に固有の領土で

あり、同一民族と文化を共通にする沖

縄が、しかも国連加盟国は主権平等の

原則に立つておりますが、日本の一部

が、どうでございましょうか。このよ

うな無理があるにもかかわらず、沖縄

を信託統治制度に置くことを予想した

のは、沖縄の持つ戦略的価値から来て

いるものと考えます。第二次大戦にあ

たり、連合国は大西洋憲章やカイロ宣

言において戦争目的を明示いたしまし

て、領土不拡大方針を明らかにとつて

おります。そこで、特定の戦略的地域

は保持したいが、領有することは許さ

れない、このような目的と現実の調整

から信託統治制度が生まれ、条約第三

条になつたと私は考えますが、どうで

ございましょうか。こういふ立場から

見ましても、基地保有とは當面切り離

して施政権返還を求める十分な根拠が

あると考えまするが、政府の考え方を

承ります。

また憲草には信託統治制度の目的が

うたわれておりますが、沖縄の場合

はこの目的、精神に沿わないと考えてお

ります。言うまでもなく信託統治の目

的是、住民が自治または独立に向かつ

て漸進的に発展することを促進すること

であります。歴史的に固有の領土で

あり、同一民族と文化を共通にする沖

縄が、しかも国連加盟国は主権平等の

原則に立つておりますが、日本の一部

が、どうでございましょうか。このよ

うな無理があるにもかかわらず、沖縄

を信託統治制度に置くことを予想した

のは、沖縄の持つ戦略的価値から来て

いるものと考えます。第二次大戦にあ

たり、連合国は大西洋憲章やカイロ宣

言において戦争目的を明示いたしまし

て、領土不拡大方針を明らかにとつて

おります。そこで、特定の戦略的地域

は保持したいが、領有することは許さ

れない、このような目的と現実の調整

から信託統治制度が生まれ、条約第三

条になつたと私は考えますが、どうで

ございましょうか。こういふ立場から

見ましても、基地保有とは當面切り離

して施政権返還を求める十分な根拠が

あると考えまするが、政府の考え方を

承ります。

また憲草には信託統治制度の目的が

うたわれておりますが、沖縄の場合

はこの目的、精神に沿わないと考えてお

ります。言うまでもなく信託統治の目

的是、住民が自治または独立に向かつ

て漸進的に発展することを促進すること

であります。歴史的に固有の領土で

あり、同一民族と文化を共通にする沖

## 外号報官

歳百十三億であり、うち中央に依存する財源は八十二億、ちょうど沖縄の年間支出に相当する金額でございます。沖縄住民の生活環境の劣悪なことは、これによつても明らかに出て来るわけがございます。

政府は今年度予算において、沖縄援助費として四億二千万円を計上いたして努力の跡が見えますが、不十分であると言わなければなりません。特別立法によるか、また、毎年援助額を漸増してくれといふのが、沖縄の要望でござりますが、政府の今後における財政・経済・教育における具体的援助方針をこの際承りたいとおもいます。

最後に、昨年の夏、太田主席来日の際に、日米琉懇話会設置の構想が明らかになりました。日本政府もこれに参加することになつております。この構想は、米国側の理解のもとに、日本から援助を積み重ねながら、実質的に日本復帰を実現しようとするものであるようあります。沖縄自民党は、これに対しまして、住民の悲願をそらそらとするものであるとして、批判的であります。しかるに、琉球政府与党は、私はまだまづらかにいたしておりません。しかし、御質問の沖縄施政の

は、過般キャラウエイ新高等弁務官の否定的な発言により、現地においては非常な窮地に立つておるようござります。すなわち、米国側は、実質的に施政権返還に通ずるこのような機関は敬遠しておるわけでございます。ところが、日本政府は、今年度予算を見ますと、日米琉懇話会実施費として五十六万余円の予算を計上しておりますが、この懇話会は成立する見通しがありますかどうか。ないとすれば、政府はどんな措置をとられようとするのか。また、この懇話会の構成、性格等について、この際、承つておきたいと思ひます。

以上で私の質問は終りますが、沖縄の問題というと、最近ともすれば忘がれがちであり、また、よそ国のような受け取り方が一部に見受けられないでございません。遺憾としてござります。政府の誠意ある答弁と今後の積極的な施策を強く訴えて、私の質問を終わることにいたします。(拍手)

○國務大臣池田勇人君登壇、拍手】  
○國務大臣(池田勇人君) 拝答申しつけます。

ケネディ大統領の国防長官への指令は、私はまだまづらかにいたしておりません。しかし、御質問の沖縄施政

は、お話を通りに非常にお気の毒な状態でございますが、着々やはり国民全体の所得もふえていつておるようでございます。また、社会保障制度もお話の通り、失業保険、生活保護でございますが、最近、医療関係あるいは年金等の社会保障制度も検討せられて、近く実現に向かう機運になつておるようになりますが、最近、医療関係あるいは年金等の社会保障制度も検討せられて、近

づつて、現在までこの地域が信託統治なら義務を負うわけでもありません。そこでございましては、日米琉の懇話会を中心とした実現に向かう機運になつておるようになりますが、最近、医療関係あるいは年金等の社会保障制度も検討せられて、近

づつて、現在までこの地域が信託統治なら義務を負うわけでもありません。そこでございましては、日米琉の懇話会を中心とした実現に向かう機運になつておるようになりますが、最近、医療関係あるいは年金等の社会保障制度も検討せられて、近

づつて、現在までこの地域が信託統治なら義務を負うわけでもありません。そこでございましては、日米琉の懇話会を中心とした実現に向かう機運になつておるようになりますが、最近、医療関係あるいは年金等の社会保障制度も検討せられて、近

づつて、現在までこの地域が信託統治なら義務を負うわけでもありません。そこでございましては、日米琉の懇話会を中心とした実現に向かう機運になつておるようになりますが、最近、医療関係あるいは年金等の社会保障制度も検討せられて、近

づつて、現在までこの地域が信託統治なら義務を負うわけでもありません。そこでございましては、日米琉の懇話会を中心とした実現に向かう機運になつておるようになりますが、最近、医療関係あるいは年金等の社会保障制度も検討せられて、近

づつて、現在までこの地域が信託統治なら義務を負うわけでもありません。そこでございましては、日米琉の懇話会を中心とした実現に向かう機運になつておるようになりますが、最近、医療関係あるいは年金等の社会保障制度も検討せられて、近

○議長(松野鶴平君) 御異議ないと認めます。椎名通商産業大臣。

〔國務大臣 椎名悅三郎君登壇、拍手〕

手

○國務大臣(椎名悅三郎君) ただいま提案になりました割賦販売法案について、その趣旨を御説明申し上げます。

わが国における割賦販売が、こと数年来、急速な発展を遂げております」とは、皆様御承知の通りであります

が、このように割賦販売が国民经济上かなりの地位を占めるようになりますたのは、それが一般消費者にとって

は、消費支出の合理化を通じて生活水準の向上に役立つとともに、生産業者

にかかるため、国内における商品市場を拡大し、大量生産による生産費の切り下げる可能とするからであります

このような制度は今後もますます発展していくものと考えられるのであります。

第三に、割賦販売の健全な発達をはかるため必要があるときは、主務大臣は、商品ごとに頭金の割合と賦払い期間について標準を定めてこれを公示し、それに著しく違反して割賦販売がやさしい等、種々の問題がありますので、今後割賦販売の健全かつ合理的な発達をはかっていくためには、一般的の購入者の保護、割賦販売業者の債権の確保、その他、割賦販売の健全化につ

いて必要な措置を講ずる必要があるものと考えられます。これが本法案を提案するに至った理由であります。

次に、本法案の概要について申し上げますと、

第一に、一般の購入者を保護するた

め、割賦販売業者に対して、現金価格、割賦販売価格等を明示する義務及び割賦販売契約の基本的な内容を記載した書面を購入者に交付する義務を課すとともに、契約の解除、損害賠償等に関する購入者を不利益な立場に置く契約条項は無効とすることがあります。

第二に、割賦販売業者の債権の確保をはかるため、割賦販売された商品の所有権は、その代金が完済されるまでは割賦販売業者に留保されたものと推定することとしております。

第三に、割賦販売の健全な発達をはかるため必要があるときは、主務大臣は、商品ごとに頭金の割合と賦払い期間について標準を定めてこれを公示し、それに著しく違反して割賦販売がやさしい等、種々の問題がありますので、今後割賦販売の健全かつ合理的な発達をはかっていくためには、一般的の購入者の保護、割賦販売業者の債権の確保、その他、割賦販売の健全化につ

いて必要な措置を講ずることとした

○議長(松野鶴平君) ただいまの趣旨の説明に対し、質疑の通告がございました。順次発言を許します。岸田幸雄君。

〔岸田幸雄君登壇、拍手〕

君。

○岸田幸雄君 私は、自由民主党を代表いたしまして、ただいま議題となりました割賦販売法案について、二、三重要な点に関して、政府御当局に対し質問を申し上げたいと存するのでござります。

第五に、信販会社、チケット発行団体等の割賦購入あつせん業者の発行する証券が大量に転々流動すること、及びその目的外使用により不健全金融が行なわれることを防止するため、それ

を譲り受け、あるいは資金の融通に用いて提供させることを業として行なうことなどを禁止することとしており

ます。現在世界的にもまれなるほど

の難問題、経済的困難を克服いたしまして、現行世界的にもまれなるほど

の経済的成长をみていることは、実に喜ばしいことでございます。最近数年間のわが国民生活の向上の推移を見ま

すると、実に激甚なる変化であり、す

べばらしい発展であります。衣食住い

の面においても、消費革命とか、

生活革新ともいべき大変革が現に行なわれてきたのであります。その中で特に注目すべき現象は、耐久力のある

物品、いわゆる耐久消費財の急激な

普及であります。戦前は、相当裕福

都市では、テレビ、ミシンの五割近く、また、電気冷蔵庫の三割、カメラの二割あまりは、実に月賦で購入して

いる実情であります。この割賦販売は、今後も国民消費生活の向上に伴つてますます普及していくであろうことは、海外先進諸国の実例より見て疑う余地がないのであります。

そこで、まず總理大臣にお伺いいたしたいことは、この割賦販売法を提案せられる第一の目的は、現内閣の新しい経済政策の旗じるしである所得倍増計画の内容をなす産業、特に中小企業

に一世帯に一台の割合を持つております。電気冷蔵庫や掃除機なども非常に勢いで増加しているのであります。しかも、この傾向は、さらに農村世帯の方にも浸透しておる現状でござります。

第六に、割賦購入あつせんは、登録を受け、営業保証金を供託した者でなければ業として営むではないこととし、登録を受けることができる者を、資力、信用のある者に限ることに規定しております。

以上が割賦販売法案の趣旨でござります。(拍手)

の体質改善の一助となると考えておられるのであるかどうかという点でござります。

次に、かくのごとき割賦販売の振興によって、わが国の各種商品の製造販売事業の体質改善をはかることがこの際必要といたしましても、振り返って考えてみると、割賦販売は古く戦前からも行なわれてきた事実であつて、別に戦後に発生した販売方法ではない。それを特に新たに法律を作つて規制するというには、それ相応の理由がなければなりません。現状のままの成り行きにまかせておいてはいけないような事実が発生してきたのであるかどうか。販売業者または購入者の側

官報(号外)によれば、割賦販売は古く戦前からも行なれてきた事実であつて、別に戦後に発生した販売方法ではない。それを特に新たに法律を作つて規制するというには、それ相応の理由がなければなりません。現状のままの成り行きにまかせておいてはいけない

ような事実が発生してきたのであるかどうか。販売業者または購入者の側が、産業界特に小売業界にいかなる影響を与えたか。かような点もあわせて主管大臣にお尋ねいたしたいのであります。

さらに、割賦販売は大企業に有利であつて、逆に中小企業者が不利になるのではないかと一般に心配されておる面もあるございまするが、さようなことは単なる杞憂にすぎないかどうか、たとえば、これらの商品の製造業者であります、割賦販売に適する商品は大量生産方式によつて生産せられた耐久消費財が中心となつて、日ざましい発展を見たことでもわかります。通

り、大資本を出し、徹底的に機械化を行ない、大々的に広告を行なうような大企業の製品がよく売れまして、中小企業の同種製品はこれに圧倒されてしまう。まずこれらの点につきましては、商務大臣にお伺いいたしまして、この法律案制定の直接原因に関する御説明を願いたいのであります。

次に、割賦販売を行なつておりますのは、欧米先進諸国で特に多いのでありますので、欧米諸国の中に割賦販売に関する法律規制を持つておる国があると考へられます。それはいかのような内容を持つ法律であるのか、

金の延べ払いを許すわけあります

から、それだけ大きな資本を持つてお

る業者、または運転資金を借り入れる

力のある企業ということになります。

これは特定機械の割賦販売を奨励

し、これによつて機械工業の近代化を

促進しようとするものと聞いておりま

すが、この機械類のほかにも、そ

うようになることは、中小商業者的事

業範囲の相対的縮小をもたらすこと

が、従つて、割賦販売が広く行なわれ

るようになることは、中小商業者的事

業範囲の相対的縮小をもたらすこと

が似ており、または違つてゐるかとい

うことにつきましてもお伺いいたした

のであります。それと同時に、欧米においてさような法律が施行された結果

においてさような法律が施行された結果

においてさのような法律が施行された結果

チケット販売に関するものと通商産業省は用意しておられる由であります。これは特定機械の割賦販売を奨励し、これによつて機械工業の近代化を

力のある企業とすることになります。

結局、大きな商業会社あるいは大メー

カーが有利な地位に立つのではない

促进しようとするものと聞いておりま

すが、この機械類のほかにも、そ

うような商品が考えられておるかどうか

かといふ点についても、あわせて商

業大臣の御所見をお伺いいたしたい

のであります。

また一面において、月賦で買えると面もあるございまするが、さようなことは単なる杞憂にすぎないかどうか、たとえば、これらの商品の製造業者であります、割賦販売に適する商品は大量生産方式によつて生産せられた耐久消費財が中心となつて、日ざましい発展を見たことでもわかります。通

じて、月賦販売金融公庫のよろなるものとつきまして、この際お伺いいたしたいのであります。

次に、この法律案が、一見いたしまして、月賦販売を奨励するとか抑制するとかいうことを目途としているわ

けではございませんが、いやしくも割賦販売が、一般消費者にとっては消費支出の合理化、生産業者にとっては国

は慎重に考慮を要するのであります。販売法の適用商品がどういったものにならぬか、浪費の危険のある商品について、政府は、この

が、それらの点について、政府は、このは慎重に考慮を要するのであります。販売法の適用商品がどういったものにならぬか、浪費の危険のある商品について、政府は、この

は慎重に考慮を要するのであります。販売法の適用商品がどういったものにならぬか、浪費の危険のある商品について、政府は、この

このチケット金融業者は東京都内だけでも五十軒以上あります。その貸付額高はゆうに五億円にも上つておることであります。これを利用して金融を受けるものがどのくらいあるかは知りませんが、相当数の者がこれによつてきわめて簡便に金融を受けておるのであります。これをただいま一挙に禁止してよいのかどうか、問題はないかと思われますが、なぜ早急にこれを禁止せねばならないか。これも当局の御説明をお伺いいたしたいのであります。

品の流通を円滑にする」と、いろいろな意味におきまして所得倍増計画に通ずるものでござります。何と申しまして、所得倍増には生産の増加が伴います。これはまず輸出向け、そしてまた国内の消費の円滑健全をはからなきやなりません。従いまして私は、割賦販売法案はこの際ぜひ必要であります。また世界先進国の状況を見ましても、おおむねこういふものを制定いたしまして、商品の円滑な流通に努めておるのとぞうございます。(拍手)

闇して申し上げますが、日本よりもそれを額は大きく、また国民经济上に占めて、歐米諸国では割賦販売の取引秩序を確立するための法律がすでにありますことは御承知の通りであります。ドイツにおきましては、すでに十九世紀の末に制定しておる。イギリス、カナダ、オランダ等におきましては一九三〇年代に制定しておる。米国は各州法においてすでに施行しておる。まあこういう状況でございまして、その目的は、取引条件の明示、購入者の保護、

は、私は考えておりません。ただ、この割賦販売の伸長に伴つて、中小商業者たるいろいろな影響のあることは、これはまた否定得ないところでございまして、これについては、中小商業者全般の問題として、その近代化あるいは共同化の推進、資金の確保等の措置をとりまして、中小商業者の育成を期して検討したいと、かように考えております。

そのためのこれは標準の条件の規定でござりまして、その引き締め対策として用いる意思はございません。

それから、百貨店のチケット販売の問題でございますが、まだ実施以来一年程度を経過したのでございまして、ただいまはうまくいっていると思いますが、その影響をよく見きわめた後に考えてみたいと思います。

それから、チケット譲渡等を禁止する理由についてお話をございましたが、これは、不健全な割賦販売制度と、うることを告白自ら入られることがあります。

自由民主党の重要な施策でありまするがゆえに、このもろもろの施策がまた現に着々その成果をあげておりまする現段階において、今回のこの法案が、さら

○國務大臣(椎名悦三)  
手】  
し上げます。この割賦  
戦前においても相当注

郎君）お答え申  
請販売は、すでに  
行なわれておつた

るのであります。これによって市場が拡大し、取引が健全化されておることは、どの国においても見られる効果であると存じます。

ただいま産業合理化審議会の流通部会において研究中でございますから、その検討の結果に待ちたいと考えております。

りますので、そのチケットの流通を禁止するということがこの制度を健全化に育てる上において必要であると、かように考えておる次第であります。

（拍手）

強策となる方向に向かって政府の御担当局が推進せられることを強く要望いたしまして、さしあたり以上の諸点について關係各大臣の御答弁をお願いいたしまして、私の質問を終わります。

のありますか。戰勝國の  
以降その伸びが非常に  
ます。で、国民生活に  
も非常に大きくなり、  
ます増大することが予  
で、今總理が答弁さへ  
販売の流通秩序を公正

後に記した昭和二十年に著しいのであります。山あるウエーブ、さらに今後ます想されます。

第三に 中小企業に不利益にならないかといふお話をあります。これは、法案は割賦販売の健全化をはかるための必要最小限度の法的措置でございまして、これによつて割賦販売といふものを助長しようとか、あるいはまた特にこれを制約しようとかいうような特別

それから、法第九条の標準条件の制定は、これらの割賦販売に伴う弊害を抑えるということになるかどうかと、いうお話をありました。これは、割賦販売業者の間で過当競争が行なわれて、その条件をどんどん緩和するとい

(指手)　【國務大臣水田三喜男君登壇、拍手】

○國務大臣(水田三喜男君)　割賦販売の制度、割賦販売におけるチケット制度等は、今の段階では、まだ國民経済に大きい影響を与えるようなどころをき

〔國務大臣池田勇人君登壇、拍手〕  
○國務大臣(池田勇人君) 諸賦販賣法  
案の目的は、その第一條に示しております  
がとく、取引秩序を公正にし、商

必要性を認めたので、提出した次第であります。

今回この法案を  
ます。

の政策的目的を持つたものではないのです。従って、この法律によつて特に大企業が有利になるとか、小企業が不利になるとかいうようなことは

うようなることになると、ひいては全般的の取引が混乱をいたしまして、消費者が非常に迷惑を受けることになるのですから、健全化をはかるた

でいいでないと思います。従つて、  
正常な金融秩序を乱すといふようなお  
それは全然ございませんが、今回の法  
案によつて、秩序を与えて、これを伸

品の流通を円滑にすると、こういふ

関して申し上げますが、日本よりもそ

は、私は考えておりません。ただ、

このことは標準の条件の規定でござい

ばしていかせる過程を、もう少し推移を見守りたいと考えておきます。

(拍手)

○謙長(松野鶴平君) 近藤信一君。

〔近藤信一君登壇、拍手〕

○近藤信一君 私は、日本社会党を代表して、ただいま提案になりました割賦販売法案について、関係各大臣に若干の質問をいたします。

提案理由にもありました通り、最近わが国におきまして、月賦などによる割賦販売がだんだん多くなっていることは事実であり、これに対して何らかの法律制度を確立しておく必要があると存じますが、それが池田内閣の一枚お伺いしたいと存じます。経済の成長には、消費の多くなることが必要である。従つて、貧乏な消費者にもできるだけ買わせなければならない。それがたして消費者の利益になるのかどうか、わからぬような場合でも、消費者の購買欲をかきたてて月賦で買わせることの、いわゆるデモンストレーション的

表して、ただいま提案になりました割賦販売法案について、関係各大臣に若干の質問をいたします。

## 官報(号外)

ものではないだろうか。大企業が大量生産を拡大するための手段として、割賦販売が利用されるのではないかと思うのであります。昨年国会で審議未了になつた本法案をここに再提出する真の理由がどこにあるか。政府の真意を総理から伺いたいのであります。

〔謙長退席、副議長着席〕

次に伺いたいのは、本法が割賦販売のやり方についてのルールをきめただのであるといふことが、この前に提案されましたときに申されているのであります。むしろ割賦販売を盛んにやるのは大きな資本を持つたものだけだと云ふことになると、小売商はますます困ることになると思う。政府はさき

に、産業合理化審議会の流通部会で、割賦販売について答申を得た後に、合

うに存じますが、それは何といふ意味

であるか。私どもは、月賦で買うの

は、消費者にとって合理化でなく、不

合理化だと思うが、いかがでしよう

か。今、政府は、国鉄運賃、定期運賃

を引き上げるそうですが、六ヶ月の定期を買う方が安い。それを一ヶ月ずつ

買うのでは高くなる。消費者にとって

は、六ヶ月買う方が合理的なのだが、

金がないから一ヶ月ずつ買うのです。

商品を月賦で買えば高くつくけれども、

金がないので、仕方がなく月賦にする。大資本は月賦で高く売つて、その間、商品の販売でもうけ、貸しておく

ために今度は金利でもうける。これが

そこで大蔵大臣に伺いたいのは、消費者が月賦で高いものを買わなくともよ

なわち大企業の生産を伸ばすとする

に中小商業については、ほとんど対策

を講じておりません。先般、小売業者、調整特別措置法が生まれましたが、その効果が十分現われているとはいえない。そこへ、今度この割賦販売法がで

きるとして、これによつて小売商はほとんど利益するところはないのであり

ます。むしろ割賦販売を盛んにやれる

のは大きな資本を持つたものだけだと云ふことになると、小売商はますます

困ることになると思う。政府はさき

に、産業合理化審議会の流通部会で、

割賦販売について答申を得た後に、合

うに存じますが、それは何といふ意味

であるか。私どもは、月賦で買うの

は、消費者にとって合理化でなく、不

合理化だと思うが、いかがでしよう

か。今、政府は、国鉄運賃、定期運賃

を引き上げるそうですが、六ヶ月の定期を買う方が安い。それを一ヶ月ずつ

買うのでは高くなる。消費者にとって

は、六ヶ月買う方が合理的なのだが、

金がないから一ヶ月ずつ買うのです。

商品を月賦で買えば高くつくけれども、

金がないので、仕方がなく月賦にする。大資本は月賦で高く売つて、その間、商品の販売でもうけ、貸しておく

ために今度は金利でもうける。これが

そこで大蔵大臣に伺いたいのは、消費者が月賦で高いものを買わなくともよ

なわち大企業の生産を伸ばすとする

に中小商業については、ほとんど対策

したりするためのものでないことは明らかですが、先ほども述べました通り、割賦販売によって利する者がだれであるかは明らかなのであり、百貨店のチケット販売について政府はどう処置するつもりか。最低限度を引き上げる意思はないかどうか。この点もあわせて伺つておきたいのであります。

割賦販売によって消費支出の合理化をはかるというのが提案の御趣旨のように存じますが、それは何といふ意味

であるか。私どもは、月賦で買うの

は、消費者にとって合理化でなく、不

合理化だと思うが、いかがでしよう

か。今、政府は、国鉄運賃、定期運賃

を引き上げるそうですが、六ヶ月の定期を買う方が安い。それを一ヶ月ずつ

買うのでは高くなる。消費者にとって

は、六ヶ月買う方が合理的なのだが、

金がないから一ヶ月ずつ買うのです。

商品を月賦で買えば高くつくけれども、

金がないので、仕方がなく月賦にする。大資本は月賦で高く売つて、その間、商品の販売でもうけ、貸しておく

ために今度は金利でもうける。これが

そこで大蔵大臣に伺いたいのは、消費者が月賦で高いものを買わなくともよ

なわち大企業の生産を伸ばすとする

に中小商業については、ほとんど対策

する御意思はないかということであります。銀行などは、零細業者、労働者から預金を集めけれども、決して労働者に金を貸さない。大企業ばかりに金を貸す。労働者はやむを得ず大企業の

を作つたものを月賦で、高い値段で買うということになるのです。従つて、消費者のための金融なり信用保険制度といふものをお考えになつてよいのではありませんかと思ひますが、この点を伺います。

費者との間に金利を月賦で買つたものをお考えになつてよいのではありませんかと思ひますが、この点を伺います。

割賦販売によって消費支出の合理化をはかるというのが提案の御趣旨のように存じますが、それは何といふ意味

であるか。私どもは、月賦で買うの

は、消費者にとって合理化でなく、不

合理化だと思うが、いかがでしよう

か。今、政府は、国鉄運賃、定期運賃

を引き上げるそうですが、六ヶ月の定期を買う方が安い。それを一ヶ月ずつ

買うのでは高くなる。消費者にとって

は、六ヶ月買う方が合理的なのだが、

金がないから一ヶ月ずつ買うのです。

商品を月賦で買えば高くつくけれども、

金がないので、仕方がなく月賦にする。大資本は月賦で高く売つて、その間、商品の販売でもうけ、貸しておく

ために今度は金利でもうける。これが

そこで大蔵大臣に伺いたいのは、消費者が月賦で高いものを買わなくともよ

なわち大企業の生産を伸ばすとする

に中小商業については、ほとんど対策

する御意思はないかということであります。銀行などは、零細業者、労働者から預金を集めけれども、決して労働者に金を貸さない。大企業ばかりに金を貸す。労働者はやむを得ず大企業の

を作つたものを月賦で買つたものをお考えになつてよいのではありませんかと思ひますが、この点を伺います。

割賦販売によって消費支出の合理化をはかるというのが提案の御趣旨のように存じますが、それは何といふ意味

であるか。私どもは、月賦で買うの

は、住宅難に便乗してかなり悪質のものがあると聞いているが、本法で規制しないとすれば、消費者はどうして保護されるか。政府はこれに対しても何用意があるか、総理の御所見を伺いたいのであります。

消費者を保護する規定として、第五条に、販売業者が契約を解除するにあたり、支払いがおくれてから十五日以上も、支払いが催促して、それが告示する」としてあります。この期間を定めて支払いを催促して、それでも支払いがおくれた場合に限ることにしたのは、消費者、購入者にとってはありがたいことで、その間に月賦金を用意する余裕を与えたことにあります。しかし、労働者の多くは、大体月給取りである。従つて、十五日の余裕では短いことはないであろうか。ごとに金額の多い品物であれば、十五日では短過ぎるくらいがある。もつとも法律は「十五日以上」とあるから、それぞれの場合に従つて、もつと長くしてもよいわけだが、これを長くすることはできないのであらうか。かりに法律で「十五日以上」とあっても、実情に応じて長くさせるような指導をして、購入者保護を徹底させる用意がありますか。通産大臣にお伺いいたしました。

九条に「割賦販売の健全なる発達をはかるため必要なときに、主務大臣がこれを告示する」としてあります。この条文と、第十条の勧告の条文は、販売業者間の過当競争があるときに行なわれるもののように見受けられます。競争がどの程度まで激しくなればこの標準を示すつもりか。また、このよう標準は、競争の適正化のためだけに行なうものか。それとも、池田総理が通産大臣として、第三十四回国会で答弁されたように、割賦販売が伸びていく場合、これで金融調整の役割をさせようとしているのか。特に総理よりお答え願いたいのです。

前払い式割賦販売に登録制度をしくのは、この制度が消費者にとって心配なことが多いことからして当然と思ひます。法案は「十五日以上」とあるから、それが何よりも申し上げないが、あれども月賦、これも月賦といふよりも、いわゆるチケットによる金融を禁止した理由は何か。これはチケット金融業者の生活権を奪うことにもなり、憲法で保障された営業権をも否定することになると思うが、この点はどうぞ、私は、この登録の条件として、法人であることを条件とし、個人企業が許されないのはなぜか。個人企業、中小企業の圧迫ではないか。法案によるところは、その庄迫ではないか。法律によると、営業保証金を供託されることになつて、店舗を撤去せざる者は、そのため個人であらうと、保証金を積み立てておけば差しつかえないようと思ひます。

が、いかがでしようか。個人企業でも、営業の金額が少なければ、登録しなくてもいいというが、その販売金額はどのくらいで制限するつもりか。また、営業保証金については、どんな大企業でも、五十万円の保証金でいいことになつていて、少な過ぎるのではないか。悪らつな販売業者は、保証金の額などよりもっと多額の前払金を受けて、会社をつぶし、購入者に迷惑をかける心配がある。販売額または取り扱い商品によって、額を多くすること必要ではないか。通産大臣のお考えを伺いたいのです。

〔副議長退席、議長着席〕

最後に、私は、別にこの法案について、ここで賛否を表明する必要はないので、いずれとも申し上げないが、あれども月賦、これも月賦といふよりも、月賦ではなく現金で買えるような真の所得倍増を考えてもらいたいと思いますが、総理の所信をお伺いいたしまして、私の質問を終わります。「拍手」

〔国務大臣池田勇人君登壇、拍手〕

○国務大臣(池田勇人君) お答え申します。

所得倍増と割賦販売法の関係は、先ほど申し上げた通りでございます。決してこれは不健全な消費購買力を育成するという意味ではないので、促進するのもなければ、抑制するわけでもないでござります。

なお、中小企業対策はどうか。これは動産の割賦販売であります。不動産は関係いたしておりません。不動産の分割売買につきましては、また別個に検討すべき問題と存ります。

かんせん事実であるところをお答えいたします。(拍手)

國務大臣權名悅三郎君登壇 拍

○國務大臣（椎名悅三郎君） 割賦購入  
あつせんの規定を入れた理由について  
ますお答え申し上げます。

(号外)

これを登録して行なわせることに  
した次第であります。

次に、契約解除の期間をもつと長く  
する必要はないかというのであります  
す。一般の契約では、催告期間は三日  
程度でよいということになつております  
が、割賦販売につきましては、購入  
者の便宜保護を考えまして、十五日に  
延長をしたわけであります。これでも  
短か過ぎるといふ御意見でござります  
が、販売業者の立場を考えますといふ

つきましては、導線を受けないで營業ができるということに例外規定を設けておりますので、中小企業が不當に不利な立場に立つことはないものと私は考えます。

それから、標準条件の目的は何かと  
いうお話をございましたが、販売競争  
が激化して、頭金の割合が不适当に引き  
下げられ、あるいは賦払いの期間が不  
相當に長くなるというように、お互い  
にせり合うことになりますとい

に支払うということになつております。従つて、あつせん業者が倒産などした場合には、加盟小売店は非常な損害をこうむるということになつておるのであります。従つて、そのようないふせん業者は、資力信用とともにあら、しかも法人格を持つ者に限つてこ

は、あつせん業者が発行する証票と引きかえに商品を売りまして、その代金はあつせん業者が取り立てて小売業者

あっせんの規定を入れた理由について  
まずお答え申し上げます。

と、あまり長くなるということになりません。  
そこに相当の危険を負担する  
ところとなるのでございまして、  
従つて、十五日ぐらいが適当な期限で

うと、貸し倒れその他割賦販売の健全な運営に非常な支障を生ずるといふことになるのであります。従つて、特に必要がある場合には、適正な割賦販売条件を公示いたしまして、これを標準にして販売が行なわれるよう指導いたしたい、かように考えておる次第であります。(拍手)

れ、すでに採決寸前までに審議が進行したことのある法案であります。これが今回、第六条の契約の解除に伴う損害賠償等の額の制限の項に若干の変更が加えられただけで再提出されているわけであります。当時の本案提出の直接責任者であった池田通産大臣は、今日本ことに総理大臣として出席されてい

倍増計画によれば、今後十年間に産業の高度化は進むが、消費需要に直接つながる末端流通部門やサービス部門は、その性質上、小経営としてとどまるものが圧倒的に多いと想定されております。すなわち今後十年間は、小専商業部門は、依然として小経営の担当分野であることを認めておられるので

○国産大田(水田三郎男) 市中の金融機関は、最近になりまして消費者金融について一齊に研究を始めている感じでござりますので、大蔵省もこの研究に十分協力するつもりであります。

府原案について国会における審議の結果が何らくみとられていないのは、はなはだ残念であります。かつ、昨年より現在に至るまでの間に、大銀行は軒並みに、いわゆる消費者金融とも称す

たいとして大企業と中小企業との間に、はなはだしい諸格差が横たわってゐる現実と素直に認められているのであります。そ�であるならば、割賦販売という将来にわたつて必ず發展していくことになると思ふ。

○議長(松野鶴平君) 拍手

べき割賦販売に結びついた消費者金融に競争的に乗り出しているのであります  
が、本案は、このような情勢の変化

いく商業分野において、何ゆえに中小商業者の立場を保護し、むしろ育成していく方向をとらなかつたのか。政府は、この辺の問題についても、どうぞ

○向井長年君  
私は、民主社会党を代表いたしまして、政府提出の割賦販売法案について若干の質問を試みたいと

について、何より具体的に受け止めようとしている点に、われわれは流通秩序法規としても大きな不安を感じざるを得ないのであります。私は、このよ

は、本案の再提出にあたって、ますますこの点を明らかにすべきであると思うのであります。

思います。先ほど同僚議員からも質問がございましたので、池田総理初め、各大臣は重複することは省略していた  
だいてけつこうかと思ひます。

うな観点に立って、本案の主要点について伺いたいと思います。

院商工委員会に出席され、割賦販賣を育成する必要がある。それは生産と消費の合理的方法を考えるだけではなまく、進んでは経済、金融を調整する手

本案は、昨年の第三十四回通常国会に提出され、衆議院商工委員会においては、数回にわたって審議が尽くさ

秩序法としての体系を固執し、結果としては大企業保護法としての効果をねらっている点であります。政府の所得

段としても伸ばしたい。すなわち公定歩合と預金準備、割賦販売の利用と公債政策の四つで金融調整することが必要

要である、とまで言われております。私ども民社党は、池田首相と同じく、割賦販売制度を発展させ、消費者がわざりに引き上げるべきであるという見解に立っております。しかし、割賦販売制度の育成は、まず消費者と販売業者のそれぞれの利益を守り、割賦販売を健全な軌道に乗せることが先決問題であります。販売業者の利益を守ることには、政府の所得倍増計画によれば、ます中小商業者の利益を守ることでなければならぬはずであります。政府は、私どもの反対を押し切つて提出制国民年金の実施を急いでおりますが、これを国民の福祉に役立てるよりは、まず財政投融資の新しい原資の確保といふ点に役立てようとする政府の意向は明らかなのであります。これと同じく、本案が消費者と中小企業者の利益を守る法規ではなくして、流通秩序法という体裁のもとに、実は大経営の割賦販売保護並びに大経営のための信用膨張という金融政策のための立法として提出されております。私たち国民は、こういう疑惑を持つておるわけでござりますが、特にこの際、総理、通産大臣の明快な答弁を望みたいのであります。

販売を含む小売商業の機構などのように考えておられるかという点であります。最近、消費者金融には大きな二つの流れがあります。その一つは、大銀行とデパートまたは自動車会社等のタイアップによる消費者金融の拡大であつて、これは定期預金と住宅建設との連携による割賦償還までが開始されております。第二は、卸売と小売の中間価格で小売する大企業直結の販売店がふえて、町の在来の小売商を圧迫している事実であります。このように、大銀行や大メーカーの金融または信用を背景にして、デパートや大メーカーの直売店または大企業の系列に入っている新しい小売商が続出しておりますが、商業機構は、メーカー、卸、小売が単純に配列されているのではなく、全機構にわたって大経営が大幅に進出してきているのが現在の最大の特徴なのであります。私どもは、この現実に対処するためには、政府が本案を提出した機会にこそ、全く構想を新たにし、大企業の進出が著しい商業機構の新しい調整に着手すべきであると考えるのであります。すなわち現行の小売商業調整特別措置法を改正して、メー

業権を侵害してもかまわないという現状をコントロールすべきであります。特に資本的人間関係において大資本の援護を持つ新しい小売業者の出現に対するような商業機構の確立に努めるべきであります。この点につき、通産大臣並びに長期計画を担当しておられます経済企画庁長官の見解を伺いたいのですが、

こう答弁されております。この答弁があつて後に昭和三十六年度予算が編成され、中小企業対策費、中小企業向け財政投融资がそれぞれ増額されたのであります。次期予算として、政府は自分の答弁を政策としていかに予算化し具具体化したか、この点を伺いたいのあります。

私ども民社党は、本案こそは消費者保護法であると同時に中小商業振興法でもあらねばならぬと確信いたしておりますがゆえに、本案の中にはぜひとも一項目を設けて、中小規模の事業者に対する金融上の特別措置を行なうべき旨を規定するのが当然と思うのですが、この点についても通産大臣並びに大蔵大臣の所見を伺いたいのございます。

私ども民社党は、本案の細部につきましては委員会で審議することにいたしました。本議場におきましては、政府の政策大綱、基本方針についてのみ伺った次第でございますが、政府の明快なる答弁を希望いたしまして、質問を終わります。（拍手）

○國務大臣（池田勇人君） お答え申上げます。

〔國務大臣池田勇人君登壇、拍手〕

と大体同じでござります。中小企業育成問題を兼ねてやるべきじやないか。——私は中小企業の育成問題は別個に考究すべきものであると考えております。従いまして、今後の消費者金融、商業機関の問題等々は、今後この割賦販売法の施行に伴いまして研究していくべき問題と心得ております。

Digitized by srujanika@gmail.com

の強化あるいは協同組合による組織化、金融面、税制面の措置を進め、参つておるのであります。今後もこの方針をとりまして、そして小売商業等につきましては、その体質を改善するといふところに基本的なねらいを置いて参るよういたしたいと思うのであります。が、法律によって画一的な分野を設定して、そしてその分野の中ににおいてそれぞれ経済活動をさせるということは、自由経済の立場をとつている現状におきまして、経済の流動性を失わせるものであつて、この点は慎重に考慮すべきものであると考えていて次第であります。

ましましては、商工中金あるいは信用保証協会等の活用によって、中小の割賦販売団体に対して融資をして参つております。この点は今後もさらに充実強化して参りたい、かように考えております。

それから、割賦に伴う信用調査機関の整備でございますが、ただいまこの問題につきましては、産業合理化審議会の流通部会において真剣に検討中でござりますから、その結論を待ちたいと考えております。

法案に中小業者に対する金融上の特別措置を行なうべき規定がない、その点について、この法案は割賦販売を助長する積極的な政策的な内容を持つたものではないということは、先ほど来繰り返して申し上げております。これは秩序を立てる、消費者の保護を中心とする目的とするものである、こう思ひのあります。そこで、中小割賦販売業者に対する金融対策の問題といたしましては、これは一般の中小企業金融対策、その一環として別途この充実強化をはかつて参りたい、かように考えております。

それから、政府は割賦販売を含む小売商業の機構をどう考えるかといふようなお話でございましたが、今日の小

売商業が流通部面において占める地位はきわめて重要でございます。政府は從来から、百貨店法、小売商業調整特別措置法等によりまして、種々の調整を行なつて参つております。また、組織化による共同購入、共同販売等の共同事業の助成、近代化等の推進を行なつておるという現状でございます。政府といたしましては、今後ともこれらの施策を一段と推進し、中小小売業者の体質改善と競争力の強化をはかつて、健全な育成をいたしたい、かよろに考えておる次第であります。

店との関係とか、あるいは比較的大きな資本の直売店とか、あるいは小売商店相互間の不当な競争とか、なかなかいいいろいろ問題があるわけがありますが、それらにつきましては、いずれも通商産業省が主体となって、それぞれ法制的に、あるいは行政的措置で、適当に指導して体質の改善をはかつていています。経済企画庁といふと考へております。経済企画庁といふと考へております。経済企画庁といふとしましては、こういう面はあくまで自由企業の立場を堅持するという立場に立ちまして、各省間の調整をいたして、小売商の健全な体質改善に努力いたしたいと思います。(拍手)

すが、割賦販売につきましては、実情に合らより、代金の支払期に分割して収入を計上するということをなだめ認めております。また、今回の貸倒準備金の改正にあたりましては、貸1. 倒れの多い企業にとって有利となるような制度の改正を行なつておりますので、この点は割賦販売業の実情に即するのではないかと思つております。

それから、お尋ねの印紙税におきましては、中小企業等協同組合の発する出資証券とか、あるいは預金通帳のようなものについては、印紙税を非課税として、協同組合には優遇を与えているという状況でございます。(拍手)

○議長(松野謙平君) これにて質疑の通告者の発言は全部終了いたしました。質疑は終了したものと認めます。

○議長(松野謙平君) 日程第一、下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)を議題といたします。

まず委員長の報告を求めます。法務委員長松野秀逸君。

審査報告書

下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律の一部を改正する法律

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

昭和三十六年二月二十一日

法務委員長 松村 秀逸  
参議院議長 松野鶴平殿

下級裁判所の設立及び管轄区域に關する法律の一部を改正する法律  
下級裁判所の設立及び管轄区域に關する法律(昭和二十二年法律第六  
十三号)の一部を次のように改正す  
る。

#### 要領書

##### 一、委員会の決定の理由

本法律案は、土地の状況、市町村の廢置分合等により、簡易裁判所の名称及び管轄区域を変更するものであつて、適當な措置と認め  
る。

##### 二、費用

本法施行のため、別に費用を要しない。

下級裁判所の設立及び管轄区域に  
關する法律の一項を改正する法律  
案  
右  
国会に提出する。  
昭和三十六年二月六日  
内閣総理大臣 池田 勇人  
下級裁判所の設立及び管轄区域に  
關する法律の一項を改正する法律  
案

別表第四表名称の欄中「田名部簡易裁判所」を「むつ簡易裁判所」に改め、同表所在地の欄中「大湊田名部市」を「むつ市」に改める。  
別表第五表川越簡易裁判所の管轄区域の欄中「福岡村」を「福岡町」に改め、同表太田簡易裁判所の管轄区域の欄中「矢場川村」、同表小笠原簡易裁判所の管轄区域の欄中「豊村」、同表屋代簡易裁判所の管轄区域の欄中「村上村」、同表岸和田簡易裁判所の管轄区域の欄中「八坂町」、「信太村」、同表富山簡易裁判所の管轄区域の欄中「和合町」及び同表岡山簡易裁判所の管轄区域の欄中「真金町」を削り、同表式雄簡易裁判所の管轄区域の欄中「山内村」を「山内町」に、同表大瀬戸簡易裁判所の管轄区域の欄中「外海村」を「外海町」に、同表熊本簡易裁判所の管轄区域の欄中「山西村」を

「西原村」に、同表玉名簡易裁判所の管轄区域の欄中「天水村」を「天水町」に改め、同表御船簡易裁判所の管轄区域の欄中「河原村」を削り、同表天岳村」を「倉岳町」に、同表伊集院簡易裁判所の管轄区域の欄中「上伊集院村」を「松元町」に、同表名瀬簡易裁判所の管轄区域の欄中「笠利村」を「笠利町」に、同表徳之島簡易裁判所の管轄区域の欄中「天城村」を「天城町」に、同表会津若松簡易裁判所の管轄区域の欄中「磐梯村」を「磐梯町」に、同表喜多方簡易裁判所の管轄区域の欄中「北塙原村」を「北塙原村」に、同表田名部簡易裁判所の管轄区域の欄中「田名部」を「むつ」に、同表高郷簡易裁判所の管轄区域の欄中「大湊田名部市」を「むつ市」に、同表岩見沢簡易裁判所の管轄区域の欄中「浦臼村」を「浦臼町」に改める。

〔松村秀逸君登壇、拍手〕

以上御報告申し上げます。(拍手)

○議長(松野鶴平君) ただいま議題となりました下級裁判所の設立及び管轄区域に關する法律の一部を改正する法律案に

つき、法務委員会における審議の経過

並びに結果について御報告申し上げま

す。

本法律案の趣旨は、第一に、青森県大湊、田名部市の名称を、むつ市と変更するに伴い、田名部簡易裁判所の名称を、むつ簡易裁判所に変更するこ

と、第二に、土地の状況、交通の利便等にかんがみ、会津若松簡易裁判所は

か三簡易裁判所の管轄区域を変更する

こと、第三に、市町村の廢置分合等に伴い、下級裁判所の設立及び管轄区域

に關する法律の別表について所要の整

理を行なうこと、以上であります。

法務委員会は、二月十四日政府当局

から提案理由の説明を聽取した後、各

委員から熱心な質疑がなされました

が、これが詳細は会議録に譲りたいと存じます。

質疑、討論を終了し、採決いたしま

したところ、全会一致をもつて原案通

り可決すべきものと決定いたしました。

#### 〔賛成者起立〕

#### 〔議長(松野鶴平君) 総員起立と認めます。〕

よつて本案は全会一致をもつて可決せられました。

〔賛成の諸君の起立を求めます。〕

#### 〔賛成者起立〕

#### 〔議長(松野鶴平君) 総員起立と認めます。〕

よつて本案全部を問題に供します。本案に

賛成の諸君の起立を求めます。

#### 〔議長(松野鶴平君) 日程第一、日本放送協会昭和三十三年度財産目録、貸借対照表及び損益計算書並びにこれに

関する説明書を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。通

信委員長鈴木恭一君。

#### 審査報告書

日本放送協会昭和三十三年度財

産目録、貸借対照表及び損益計算書

並びにこれに關する説明書

1 一、日本放送協会昭和三十三年度財

産目録、貸借対照表及び損益計算

書並びにこれに關する説明書は、

放送法第四十条の規定により国会

に提出されたものであつて、その

内容の概要は左の通りである。

昭和三十六年一月二十四日 参議院会議録第九号 日本放送協会四四和三十二年度財産目録、貸借対照表及び損益計算書

1 資產

昭和三十四年三月三十一日における資産総額は

百五十三億七千二十九万九千円

これを昭和三十二年度末の資産  
総額  
百二億七百二十一万円に比較す  
ると

増加となつてゐる。

## 2 負債

これを昭和三十一年度末の負債  
総額

円の増加となつてゐる。

## 損益

事業支出総額　百五十七億六千三百七十万二千円  
差引剰余は　八億六千五百七十四万八千円であつて、

## れに関する説明書

八百七十二万三千円  
テレビジョン関係差引額  
余 八億七百二万五千円

異議がない。連り全会一致をもつて議決し、  
よつて報告する。

參議院議長松野義平殿

日本放送協会昭和三十三年度財  
目録、貸借対照表及び損益計算

云に提出する。



機械減価償却引当金		△	△
器具什器減価償却引当金		△	△
自動車損害賠償支払準備金		六一四四一六六	一四五五二八七
立金保険法による積立金		六一四四一六六	一四五五二八七
源泉徴収所得税		八四四〇一四七	九五九・九三・五二五
外債		〇〇〇〇〇〇〇〇一四七	一三三・九九二七三
長期借入金		〇〇〇〇〇〇〇〇一一一	五九四・六九二七三
ラジオ関係長期借入金		〇〇〇〇〇〇〇〇一一一	五九四・六九二七三
テレビジョン関係借入金		〇〇〇〇〇〇〇〇一一一	五九四・六九二七三
ラジオ関係放送債券		〇〇〇〇〇〇〇〇一一一	五九四・六九二七三
テレビジョン関係放送債券		〇〇〇〇〇〇〇〇一一一	五九四・六九二七三
簡易保険局外		九三・三五五・一四七	九七四・三五五・一四七
簡易保険局外		九三・三五五・一四七	九七四・三五五・一四七
九六・七九九・一四七		九六・七九九・一四七	九六・七九九・一四七

二、昭和三十三年度貸借対照表

昭和三十四年三月三十一日現在

借方 (科) 資産の部 (金額)

流动資産	現金預金	△	二九七・一〇一・五五
受信料未収金		△	一六一・〇〇〇・〇〇〇
未収受信料欠損引当金		△	一九九・一〇一・五五
委託修理業務用物品		△	一九九・一〇一・五五
貯蔵用品		△	一九九・一〇一・五五
前払費用		△	一九九・一〇一・五五
その他の流动資産		△	一九九・一〇一・五五
流动資産合計		△	一九九・一〇一・五五
固定资产	建物減価償却引当金	△	一四一・七九九・一四七
構築物	△	一四一・七九九・一四七	一四一・七九九・一四七
機械	△	一四一・七九九・一四七	一四一・七九九・一四七

機械減価償却引当金		△	△
器具什器減価償却引当金		△	△
機械減価償却引当金		一〇・六九・六五	一〇・六九・六五
器具什器減価償却引当金		一〇・六九・六五	一〇・六九・六五
土建設備勘定合計		一・九五・九三・五二五	一・九五・九三・五二五
固定資産合計		一一三・九九二七三	一一三・九九二七三
特種減債用放資		〇〇〇〇〇〇〇〇一四七	〇〇〇〇〇〇〇〇一四七
緑延勘定合計		一・九五・九三・五二五	一・九五・九三・五二五
前払費用		一・九五・九三・五二五	一・九五・九三・五二五
放送債券発行差金		一・九五・九三・五二五	一・九五・九三・五二五
資産合計		一一三・九九二七三	一一三・九九二七三

貸方 (科) 貸借の部 (金額)

流动負債	未払受信料前受金	△	一〇・三・五五・七七
その他他の流动負債		△	一・九五・九三・五二五
流动負債合計		△	一・九五・九三・五二五
固定負債	長期借入金	△	一・九五・九三・五二五
固定負債合計		△	一・九五・九三・五二五
資本	固有資本金	△	九九・九九・九九
資本	剰余金	△	九九・九九・九九
資本	積立て金	△	九九・九九・九九
資本	ラジオ積立て金	△	九九・九九・九九
資本	テレビジョン緑延欠損金	△	九九・九九・九九

八六五・七五八・一〇一

昭和二十四年三月三十日現在における固有資本は、三三億五一九五万円で、これに対し資産は、一五三億七〇三〇万円、負債は、九六億一七三六万円で、資産か

協会の昭和三十三年度決算の結果について、その概要を説明すれ

昭和二十三年度財産目録  
貸借  
対照表及び損益計算書に関する  
説明書

#### 四、昭和三十三年度財産目 録、貸借対照表及び損益計 算書に関する説明書

(ラ) 事業ジオ 目  
事業収入合計  
事業収入料  
事業支出入  
事業収入料  
事業支出  
事業収入料  
事業支出  
事業収入料  
事業支出

余金合計  
資本合計  
負債資本合計

年　度　損　益　計　算　書

二、五〇〇、九八六、八三  
五、七五二、九三九、西七  
一五、三七〇、二九九、二〇三

減価償却費

四四七

一一五四九六八八三九六

四、九八九、五三八、二〇〇  
三一、五〇〇、五五二

五〇三

事業減価償却  
開発連経合会社  
金当期レバジヨン剩

物質借保証金等の増によるもので、その内容は次のとおりである。

は、前年  
三〇九万  
〇三〇万  
番は次に

---

一六億六六〇一万円  
手持資金一六億四三八四  
万円のほか未償還放送債券  
関係(元本、利札)二二一七  
万円を含む。

一億三六五十一万円  
これは当年度末の受信料

能見込額一億六一〇〇万円

嘉祐二年二月十四日

害防止器の当年度末棚卸額である。

○貯蔵品

七〇一萬円

主として一般事務用備品消耗品の当年度末棚卸額である。

七〇一萬円 消耗品の当年度末棚卸額である。

○前払費用

三二八九萬円

長期借入金の前払利息のほか、前払図書雑誌等の未

経過分で、翌年度の費用となるものである。

○その他の流動資産

五億九二二萬円

これは主として電話公

債、建物賃借保証金及び国

際放送関係政府交付金の未

取分等である。

○ 固定資産

一二億二六九萬円

当年度末の固定資産は前年

度末に比し、建設による増は四七億七五六万円であるが、当年度減価償却引当金七

億五三八三万円その他増減の結果四〇億二九四三万円となつた。前記建設による増は、当年度建設計画に基き、

(注一) 建設仮勘定は主とし

て、東京放送会館新館、福岡放送会館、札幌放送会館、東京業務用宿舍の建設等の工事

関係で、当年度末において、未完成のものである。

(注二) 建設仮勘定は主とし

て、東京放送会館新館、福岡放送会館、札幌放送会館、東京業務用宿舍の建設等の工事関係で、当年度末において、未完成のものである。

(注三) 特定資産(減債用放資)

これは放送法第四二条第三項によつて積立てた放送債券償還のための資金であるが、

主として東京放送会館新館、福岡、札幌放送会館の建設、

東京、大阪教育テレビジョン、局の建設、新潟、盛岡、旭川、富山、高知、長崎ほか一

四カ所のテレビジョン放送局の建設、静岡、福井、秋田、

京都、岡山、佐賀ほか一六力所のラジオ関係放送所の増力工事、東京、広島、福岡ほか五カ所の業務用宿舎(世帯寮)

の建設等を実施したためであ

り、その資産別内訳は次表のとおりである。

○前払費用

三〇八七万円

主として東京放送会館新館、福岡、札幌放送会館の建設、

東京、大阪教育テレビジョン放送局の建設、新潟、盛岡、旭川、富山、高知、長崎ほか一

四カ所のテレビジョン放送局の建設、静岡、福井、秋田、

○未払金

一〇億八三五三万円

これは特殊映像機器高圧

録音装置借用権料の前払分

○放送債券発行差金

七六〇五万円

放送債券発行の際に生ずる

金及び諸手数料等は、すべて償還期限に応じ毎年度償

却されているが(損益計算書

の事業支出額連絡費中に放

送債券発行差金償却として

含まれている)その未償却

残額であり、ラジオ関係五

三七八万円、テレビジョン

関係二二二七万円である。

○受信料前受金

一九九万円

これは翌年度以降分の受

信料収納額で、ラジオ関係

一五九万円、テレビジョン

関係四〇万円である。

○その他の流動負債

七八四四万円

放送謝金、職員給与等の

源泉徴収所得税の仮受金、

集金委託の際の保証預り金

等である。

イ 流動負債

当年度末の流動負債は、前

年度末に比し、三七億三七五万円の増で、八四億五三四〇万円となつたが、その内訳は次のとおりである。

ロ 固定負債

当年度末の固定負債は、前

年度末に比し、三九二三万円の増で、三九二三万円となつた。こ

れは主として放送債券発行差

金の増によるもので、その内訳は次のとおりである。

ロ 固定負債

当年度末における建設機器関係未払金の増によるもので、その内容は次のとおりである。

○前払費用

三〇八七万円

主として東京放送会館新館、福岡、札幌放送会館の建設、

東京、大阪教育テレビジョン放送局の建設、新潟、盛岡、旭川、富山、高知、長崎ほか一

四カ所のテレビジョン放送局の建設、静岡、福井、秋田、

○未払金

一〇億八三五三万円

これは特殊映像機器高圧

録音装置借用権料の前払分

○放送債券発行差金

七六〇五万円

放送債券発行の際に生ずる

金及び諸手数料等は、すべて

償還期限に応じ毎年度償

却されているが(損益計算書

の事業支出額連絡費中に放

送債券発行差金償却として

含まれている)その未償却

残額であり、ラジオ関係五

三七八万円、テレビジョン

関係二二二七万円である。

○受信料前受金

一九九万円

これは翌年度以降分の受

信料収納額で、ラジオ関係

一五九万円、テレビジョン

関係四〇万円である。

○その他の流動負債

七八四四万円

放送謝金、職員給与等の

源泉徴収所得税の仮受金、

集金委託の際の保証預り金等である。

○前払費用

三〇八七万円

主として東京放送会館新館、福岡、札幌放送会館の建設、

東京、大阪教育テレビジョン放送局の建設、新潟、盛岡、旭川、富山、高知、長崎ほか一

四カ所のテレビジョン放送局の建設、静岡、福井、秋田、

○未払金

一〇億八三五三万円

これは特殊映像機器高圧

録音装置借用権料の前払分

○放送債券発行差金

七六〇五万円

放送債券発行の際に生ずる

金及び諸手数料等は、すべて

償還期限に応じ毎年度償

却されているが(損益計算書

の事業支出額連絡費中に放

送債券発行差金償却として

含まれている)その未償却

残額であり、ラジオ関係五

三七八万円、テレビジョン

関係二二二七万円である。

○受信料前受金

一九九万円

これは翌年度以降分の受

信料収納額で、ラジオ関係

一五九万円、テレビジョン

関係四〇万円である。

○その他の流動負債

七八四四万円

放送謝金、職員給与等の

源泉徴収所得税の仮受金、

集金委託の際の保証預り金等である。

○前払費用

三〇八七万円

主として東京放送会館新館、福岡、札幌放送会館の建設、

東京、大阪教育テレビジョン放送局の建設、新潟、盛岡、旭川、富山、高知、長崎ほか一

四カ所のテレビジョン放送局の建設、静岡、福井、秋田、

○未払金

一〇億八三五三万円

これは特殊映像機器高圧

録音装置借用権料の前払分

○放送債券発行差金

七六〇五万円

放送債券発行の際に生ずる

金及び諸手数料等は、すべて

償還期限に応じ毎年度償

却されているが(損益計算書

の事業支出額連絡費中に放

送債券発行差金償却として

含まれている)その未償却

残額であり、ラジオ関係五

三七八万円、テレビジョン

関係二二二七万円である。

○受信料前受金

一九九万円

これは翌年度以降分の受

信料収納額で、ラジオ関係

一五九万円、テレビジョン

関係四〇万円である。

○その他の流動負債

七八四四万円

放送謝金、職員給与等の

源泉徴収所得税の仮受金、

集金委託の際の保証預り金等である。



械、器具什器の償却費で、前年度決算に比し、二億八四万円の減となつた。これは当年度は財政収支の均衡をはかるため特に減価償却を所定の七五%に止め、不<sup>足額</sup>については、次年度以降に繰り延べることとしたためである。

### ○開運経費

四億一三六七万円  
却(受信料未収額のうち、翌年度徴収不能見込額)一億九〇〇万円、放送債券発行差金償却九四八万円、支工事特別雑損一億六六一八万円等で、前年度決算に比し、八二一八万円の増となつた。

### (2) テレビジョン関係

内に対し、事業支出は四二億四〇一万円となり、差引当期剰余金は八億七〇三万円となつた。これを前年度決算と比較す

れば、事業収入は二六億一九五三万円の増、事業支出は二〇億六〇七五万円の増となり、したがつて、当期剰余金は五億六八七八万円の増となつた。

次に事業収入及び事業支出の内容は、次のとおりである。

### イ 事業収入

事業収入の増は、主として

受信契約者の増加に伴う受信料の増によるものであるが、その内容は次のとおりである。

### ○受信料

四九億八九五万円

前年度決算に比し、二六億一三一七万円の増となつたが、これは長野、新潟、盛岡、富山、宇都宮、旭川、高知、佐世保、長崎等のテレビジョン局開設によるサービスエリアの拡大と、

テレビジョン施設の改善を行なつた。

事業費合計	区分		当年度決算	前年度決算比
	人件費	物費		
六億二二九万円	三億一八六六万円増	二六億四八四七万円	二三億六八九〇万円増	一六億八七五六万円増

資本収入	区分		前期繰越収支剩余	ラジオ	テレビジョン	金
	ラジオ	テレビジョン				
四億六三八万円	三億六三九万円	三億六三九万円	六億三八三六万円	三億五八九万円	三億五八九万円	三億五八九万円

資本収入	区分		前期繰越収支剩余	ラジオ	テレビジョン	金
	放送債券、長期借入金充認、定期賃貸代金、減価償却引当金、放送債券償還積立金戻入	ラジオ				
一六億八七五六万円	三億六三九万円	三億六三九万円	六億三八三六万円	三億五八九万円	三億五八九万円	三億五八九万円

図り受像効果を高めるとと

もに他方、事業の周知につめたためである。即ち、

有料受信者数は、当年度内において、一〇七万円増をあげ、当年度末一九八万となつた。

これは預金利息その他

即ち、これら事業費の増は、総合放送番組の充実拡充と教育テレビジョン放送の開始、テレビジョン局開設に伴う専用回線その他の維持費の増加、放送設備の整備補修、ならびに受信契約者数及び放送時間の増加等による現業要員の増員を行なつた結果である。

より、職員の待遇改善を行なつた結果である。

い、他方増収経費の節減によ

る現業要員の増員を行

により、職員の待遇改善を行なつた結果である。

は、ラジオ関係の事業収支結果は、ラジオ関係当期剰余金

上記のとおり、ラジオ関係、テレビジョン関係の事業収支結果は、ラジオ関係当期剰余金

五一〇〇万円、放送債券發行利息三億二三三七万円、支

及び工事特別雑損二億五六九二万円で、前年度決算に比し、二億六三三二万円の増となつた。これは主として、工事特別雑損の増によるものである。

資本支出	元億六百二十	三億三十六万	(建設費、放送債券等の内) 内建設費の工事特別費の工事 △
事業収支差引△	(一億六千八) 五億七千九△	三億二十八 三億三十九△	△(諸返還金)
事業収支差引△	二億四 三億六千九△	三億二十八 三億三十九△	△(建設費、放送債券等の内) 内建設費の工事特別費の工事 △
損益計算書剩余额 A	一億七千三 九千三	一億二十九 八億七千三	△(受信料、交付金取入、雜收入) △(事業費、減価償却費)
後期繰越収支剩余额 B	一億七千三 九千三	一億二十九 八億七千三	△(受信料、交付金取入、雜收入) △(事業費、減価償却費)

(注)  $A = a + b + c$   
 $B = c - d$

なお、前表の予算制度上の後期にあたり、前期繰越収支剩余额と繰越収支剩余额は翌年度予算実施して、予算総則第五条により建設費の繰越分に、また同総則第八条により借入金の返還または設備の改善に充当されることになつて、これに關する説明書について、通信委員会における審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。

○鈴木恭一君登壇、拍手】

日本放送協会の昭和三十三年度末にあたり、前記繰越収支剩余额と繰越収支剩余额は翌年度予算実施して、予算総則第五条により建設費の繰越分に、また同総則第八条により借入金の返還または設備の改善に充当されることになつて、これに關する説明書について、通信委員会における審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。

日本放送協会の昭和三十三年度末にあたり、前記繰越収支剩余额と繰越収支剩余额は翌年度予算実施して、予算総則第五条により建設費の繰越分に、また同総則第八条により借入金の返還または設備の改善に充当されることになつて、これに關する説明書について、通信委員会における審議の結果、全会一致をもつて、慎重審議の結果、全会一致をもつて、本件については異議がないものと議決いたしました次第であります。

右御報告申上げます。(拍手)

○議長(松野鶴平君) 別に御発言もなければ、これより本件の採決をいたします。本件は委員長報告の通り決することに賛成の諸君の起立を求めます。

【賛成者起立】

○議長(松野鶴平君) 総員起立と認めます。よつて本件は全会一致をもつて採決いたしました。

次回の議事日程は、決定次第、公報をもつて御通知いたします。

本日はこれにて散会いたします。

午後一時二十四分散会

本件は、放送法第四十条の規定に基づいて、会計検査院の検査を経て内閣

ビジョン関係においては差引剩余额八億七百余万円となつております。協会の事業収支の全体から見ますると、差引八億円六千五百余万円の剩余となつております。これらについての詳細は説明書についてごらんを願いたいと存します。

本件に対する会計検査院の検査の結果報告は、「記述すべき意見はない。」といふのであります。

通信委員会は、本件について郵政当局及び日本放送協会につき質疑を行ない、慎重審議の結果、全会一致をもつて、本件については異議がないものと議決いたしました次第であります。

出席者は左の通り。

議長 松野 鶴平君	副議長 平井 太郎君	小柳 牧衡君	岡崎 真一君
村山 道雄君	牛田 寛君	杉浦 武雄君	宮澤 喜一君
森 八三一君	小平 芳平君	吉武 恵市君	西郷吉之助君
寺尾 豊君	加賀山之雄君	永野 譲君	木内 四郎君
大野木秀次郎君	大竹平八郎君	寺尾 康麿君	斎藤 昇君
原島 宏治君	稻浦 鹿藏君	野村吉三郎君	武藤 常介君
大泉 寛三君	奥むめお君	田中 茂徳君	
櫻井 志郎君	竹中 恒夫君	林田 正治君	
鈴木 恭一君	山本 米治君	青田源太郎君	
辻 武壽君	坂口 未治君	松村 秀逸君	
佐藤 尚武君	天坊 裕彦君	大谷 篤潤君	
三木與吉郎君	上林 忠次君	高橋 衡君	
市川 房枝君	井川 伊平君	平島 敏夫君	
藤野 繁雄君	古池 信三君	小林 武治君	
佐藤 尚武君	秋山俊一郎君	井上 清一君	
北條 勝八君	大谷 鶴雄君	大谷 鶴雄君	
千田 正君	津島 潤一君	大森 創造君	
笠森 順造君	一松 定吉君	豊瀬 稔一君	
野上 進君	高橋進太郎君	大森 創造君	
谷村 貞治君	山本伊三郎君	千葉千代世君	
岸田 幸雄君	武内 五郎君	坂本 昭君	
川上 為治君	小柳 勇君	阿部 竹松君	
仲原 善一君	横川 正市君	中村 順造君	
手島 栄君	坂本 昭君		
石谷 憲男君	武内 五郎君		
小幡 治和君	横川 正市君		
後藤 義隆君	坂本 昭君		
最上 英子君			

昭和三十六年二月二十四日

參議院會議錄第九號

大川 光三君	松永 忠二君
森 元治郎君	大河原 一次君
鈴木 亨弘君	重政 康徳君
加瀬 完君	阿具根 登君
大和 与一君	西川甚五郎君
荒木正三郎君	小酒井義男君
高田なほ子君	光村 勝助君
湯澤三千男君	植竹 春彦君
加藤シヅエ君	清澤 梅英君
吉田 法晴君	木村禧八郎君
千葉 信君	小林 幸平君
松澤 兼人君	岩間 正男君
須藤 五郎君	米田 黙君
森中 守義君	北村 幡君
永末 英一君	基 政七君
安田 敏雄君	藤田藤太郎君
田上 松衛君	秋山 長造君
木下 友敬君	永岡 光治君
秋山 長年君	向井 植治君
東中 會称	椿 成瀬
近藤 信一君	篠夫君
内村 清次君	隆君
棚橋 小虎君	一君
赤松 羽生	三郎君
栗山 良夫君	勝正君
常子君	三七君

明治三十五年第三種郵便物認可  
二月三十日

國務大臣	池田 勇人君
内閣總理大臣	小坂善太郎君
外務大臣	水田三喜男君
大藏大臣	権名悅三郎君
通商產業大臣	郵政大臣
郵政大臣	小金義照君
國務大臣	迫水久常君
國務大臣	西村直己君
政府委員	
法制局長官	林 修三君
法制局次長	高辻 正巳君
法務政務次官	古川 文吉君
外務省條約局長	中川 融君

定價一部十五円  
(前回販賣は二十円)  
(配送料共)

發行所

東京都新宿区市谷本町一五  
大藏省印局  
電話九段御三一五二五七七